

（第一類 第九号）

第四十六回国会
衆議院

商工委員會議錄 第三十一号

（四五三）

昭和三十一年四月八日（水曜日）

午前十時五十分開議

出席委員

委員長 二階堂 進君

理事小川 平二君 理事小川 久雄君

理事始関 伊平君 理事中川 俊思君

理事早稲田柳右高君 理事板川 正吾君

理事中村 重光君

内田 常雄君 遠藤 三郎君

小笠 公昭君 小沢 辰男君

大石 八治君 海部 俊樹君

神田 博君 小宮山重四郎君

小山 省二君 佐々木秀世君

田中 龍夫君 田中 正巳君

田中 六助君 中村 幸八君

野見山清造君 南 好雄君

村上 勇君 大村 邦夫君

加賀田 進君 松井 茂尚君

沢田 政治君 島口重次郎君

田中 武夫君 多賀谷眞稔君

楠 兼次郎君 藤田 高敏君

森 義親君 麻生 良方君

伊藤卯四郎君 加藤 進君

出席國務大臣 福田 一君

出席産業大臣 福田 一君

出席政府委員

警視廳 日原 正雄君

警察庁 刑事局 平賀 健太君

検事 事 吉岡 英一君

大蔵事務官 大蔵事務官 高橋 俊英君

（銀行局長） 高橋 俊英君

国税庁長官 木村 秀弘君

通商産業政務次官 田中 榮一君

通商産業事務官 川出 千速君

（大臣官房長） 宮澤 鉄藏君

通商産業事務官 森崎 久壽君

（大臣官房参事官） 加藤 梯次君

通商産業事務官 中野 正一君

（重工業局長） 藏内 修治君

通商産業事務官 村上 茂利君

（鉱山局長） 有馬 元治君

中小企業庁長官 中野 正一君

労働政務次官 藏内 修治君

労働基準監督官 村上 茂利君

（労働基準局長） 有馬 元治君

労働事務官 青木勇之助君

（労働局労働法監督官） 東村金之助君

（労働基準局長） 角田 五郎君

（労働基準局長） 角田 五郎君

（労働基準局長） 角田 五郎君

（労働基準局長） 角田 五郎君

（労働基準局長） 角田 五郎君

（労働基準局長） 角田 五郎君

（労働基準局長） 角田 五郎君

（労働基準局長） 角田 五郎君

（労働基準局長） 角田 五郎君

（労働基準局長） 角田 五郎君

（労働基準局長） 角田 五郎君

（労働基準局長） 角田 五郎君

（労働基準局長） 角田 五郎君

（労働基準局長） 角田 五郎君

（労働基準局長） 角田 五郎君

（労働基準局長） 角田 五郎君

（労働基準局長） 角田 五郎君

（労働基準局長） 角田 五郎君

（労働基準局長） 角田 五郎君

（労働基準局長） 角田 五郎君

四月七日 委員岡崎英城君辞任につき、その補欠として小川省二君が議長の指名で委員に選任された。

同日 委員多賀谷眞稔君辞任につき、その補欠として田中武夫君が議長の指名で委員に選任された。

同日 委員田中武夫君辞任につき、その補欠として米内山義一郎君が議長の指名で委員に選任された。

同日 委員田中武夫君辞任につき、その補欠として米内山義一郎君が議長の指名で委員に選任された。

同日 委員田中武夫君辞任につき、その補欠として米内山義一郎君が議長の指名で委員に選任された。

同日 委員田中武夫君辞任につき、その補欠として米内山義一郎君が議長の指名で委員に選任された。

同日 委員田中武夫君辞任につき、その補欠として米内山義一郎君が議長の指名で委員に選任された。

同日 委員田中武夫君辞任につき、その補欠として米内山義一郎君が議長の指名で委員に選任された。

同日 委員田中武夫君辞任につき、その補欠として米内山義一郎君が議長の指名で委員に選任された。

同日 委員田中武夫君辞任につき、その補欠として米内山義一郎君が議長の指名で委員に選任された。

同日 委員田中武夫君辞任につき、その補欠として米内山義一郎君が議長の指名で委員に選任された。

同日 委員田中武夫君辞任につき、その補欠として米内山義一郎君が議長の指名で委員に選任された。

同日 委員田中武夫君辞任につき、その補欠として米内山義一郎君が議長の指名で委員に選任された。

同日 委員田中武夫君辞任につき、その補欠として米内山義一郎君が議長の指名で委員に選任された。

同日 委員田中武夫君辞任につき、その補欠として米内山義一郎君が議長の指名で委員に選任された。

同日 委員田中武夫君辞任につき、その補欠として米内山義一郎君が議長の指名で委員に選任された。

同日 委員田中武夫君辞任につき、その補欠として米内山義一郎君が議長の指名で委員に選任された。

同日 委員田中武夫君辞任につき、その補欠として米内山義一郎君が議長の指名で委員に選任された。

同日 委員田中武夫君辞任につき、その補欠として米内山義一郎君が議長の指名で委員に選任された。

同日 委員田中武夫君辞任につき、その補欠として米内山義一郎君が議長の指名で委員に選任された。

同日 委員田中武夫君辞任につき、その補欠として米内山義一郎君が議長の指名で委員に選任された。

同日 委員田中武夫君辞任につき、その補欠として米内山義一郎君が議長の指名で委員に選任された。

同日 委員田中武夫君辞任につき、その補欠として米内山義一郎君が議長の指名で委員に選任された。

同日 委員田中武夫君辞任につき、その補欠として米内山義一郎君が議長の指名で委員に選任された。

同日 委員田中武夫君辞任につき、その補欠として米内山義一郎君が議長の指名で委員に選任された。

同日 委員田中武夫君辞任につき、その補欠として米内山義一郎君が議長の指名で委員に選任された。

同日 委員田中武夫君辞任につき、その補欠として米内山義一郎君が議長の指名で委員に選任された。

同日 委員田中武夫君辞任につき、その補欠として米内山義一郎君が議長の指名で委員に選任された。

同日 委員田中武夫君辞任につき、その補欠として米内山義一郎君が議長の指名で委員に選任された。

同日 委員田中武夫君辞任につき、その補欠として米内山義一郎君が議長の指名で委員に選任された。

同日 委員田中武夫君辞任につき、その補欠として米内山義一郎君が議長の指名で委員に選任された。

同日 委員田中武夫君辞任につき、その補欠として米内山義一郎君が議長の指名で委員に選任された。

同日 委員田中武夫君辞任につき、その補欠として米内山義一郎君が議長の指名で委員に選任された。

同日 委員田中武夫君辞任につき、その補欠として米内山義一郎君が議長の指名で委員に選任された。

同日 委員田中武夫君辞任につき、その補欠として米内山義一郎君が議長の指名で委員に選任された。

同（野口忠夫君紹介）（第二二四四号）

同（山田和君紹介）（第二二四五号）

同（山田和君紹介）（第二二四六号）

同（山田和君紹介）（第二二四七号）

同（山田和君紹介）（第二二四八号）

同（山田和君紹介）（第二二四九号）

同（山田和君紹介）（第二二五〇号）

同（山田和君紹介）（第二二五一号）

同（山田和君紹介）（第二二五二号）

同（山田和君紹介）（第二二五三号）

同（山田和君紹介）（第二二五四号）

同（山田和君紹介）（第二二五五号）

同（山田和君紹介）（第二二五六号）

同（山田和君紹介）（第二二五七号）

同（山田和君紹介）（第二二五八号）

同（山田和君紹介）（第二二五九号）

同（山田和君紹介）（第二二六〇号）

同（山田和君紹介）（第二二六一号）

同（山田和君紹介）（第二二六二号）

同（山田和君紹介）（第二二六三号）

同（山田和君紹介）（第二二六四号）

同（山田和君紹介）（第二二六五号）

同（山田和君紹介）（第二二六六号）

同（山田和君紹介）（第二二六七号）

同（山田和君紹介）（第二二六八号）

同（山田和君紹介）（第二二六九号）

同（山田和君紹介）（第二二七〇号）

同（山田和君紹介）（第二二七一号）

同（山田和君紹介）（第二二七二号）

同（山田和君紹介）（第二二七三号）

同（山田和君紹介）（第二二七四号）

同（山田和君紹介）（第二二七五号）

同（山田和君紹介）（第二二七六号）

同（山田和君紹介）（第二二七七号）

同（山田和君紹介）（第二二七八号）

物を生産するきわめて重要な基幹産業であることは、私が申すまでもありません。そういう点から、各国ともこの産業には非常に手厚い保護を加えて、金属鉱業の健全な育成発展をはかっておるようであります。わが国の地質構造を見て今後探鉱をすれば、まだまだこれからの重要な鉱物が発見される可能性が多いという見地から、去る昭和三十一年の五月でしたか、衆議院においては金属鉱業の健全な発展を目標とする決議が行なわれておるのでございます。それがただいま審議をしております法律でございます。衆議院の意思に基づいて制定されたものであります。が、しかるに、政府の説明を聞きますと、融資の金額、融資の条件、たとえば金利を七分五厘、返還の期間を六年以内、こういうふうにしており、かなりきびしいわけであります。融資の比率も六〇％と、あまりにも金融ベース過ぎるという点が言われておるわけでございます。もっとも長期計画をもつて、探鉱資金を低利で長期の条件で積極的にやることを、われわれはさきの国会でこれを議決するときも強く要望してあるはずでございます。それらに基づきますとあまりにも資金も少ない、金融の条件も悪いというわけでございます。金属鉱業を重要な国策産業として取り上げていないように私は考えられるが、この点について、こうした経過から見た点等をお考えになつて、大臣の所見をひとつ明らかにしておいていただきたいと思います。

苦しい実情にございすので、今度鉱業審議会の中に雇用問題に関する懇談会を設けて、こういう問題についても対策の研究をいたしたいと考えておるのではありませんが、要は、やはり何と云うても鉱山が安定した、しかもいい職場であるようなところへ持つていくというところが一番大事である。高効率、高賃金といひますか、とにかくそよりも賃金もいひといふところへ持つていくことになければならぬ。そんな。そういうことにならぬと、たゞいま御指摘になりましたように、価格が非常に不安定であつて、高かつたり安かつたりする。高いときにはもうかるが、安いときにはえらいがた損をするといふような姿ではいけないのである。まして、安定した事業の経営ができるようにするために、あるいは何らかの準備金制度を設けるなり、あるいは何か変動に処しての対策を考へるなり、または税制において改革をはかつて、その目的を達するなり、いろいろの方途はあると思つておりますが、いづれにいたしましても、御指摘のようにな安定した経営ができる措置をするといふことは、鉱山業のために何と云うても必要かと存じておるのであります。御趣旨のようにな線に沿つて今後とも努力をいたしてまいりたいと考えておるのであります。

○伊藤(卯)委員 ただいま大臣から、中年以下、若い鉱山労働者の諸君が山にとどまるためにはといふことについてのお考えを述べられましたが、問題は、やはりああいう不便なところでありますから、したがって、労働賃金、たとえば最低賃金などにおきまして、あるいはまた全体の労働賃金条件等に

ついても、やはり都会より鉱山におつたほうが、不便ではあるけれども、しかし待遇がよるしい、こういう一つの魅力が与えられない限りには、この問題は解決しないと思ひます。でありますから、中年以下の労働者を金属鉱山に希望を持つてとどまらせ、希望を持つて就職に来させるといふような点において、その点が一番大事であるといふことをひとつ十分お考えの上、この対策を立てられるように、これは要望いたしておきます。

それから最後に、いま一点だけお伺いするのであります。金属鉱業におつたといふ経営者あるいは労働者ともども、いま幾ぶん景気はいひけれども、しかしあすの日はどうなるかわからないぞといふ頭から去らないものが何となくあるのです。でありますから、やはりそういう点から、労使双方とも、先年來からなしておる炭鉱のようにな、ああいう斜陽産業としての悲劇を引き起こさないといふには、非常な警戒的な考え、それからまた労使のこの点については相当取り組んで対処しなければならぬ、ついでには政府のほうもそういう考えで国策樹立をしてもいいといふ点、これも大臣はいやといふほどお聞きになつておることと思ひますが、この自由化を迎えておる今日でありますから、これは国策上一歩誤ると、従来のような放任的なこととてやつておきますと、この心配をされておる悲劇といふものがまたまた金属鉱山に起こつてくる危険性が非常にあることを、私は大臣もお考えになつておると思ふが、政府のほうでもこの点い

えになつておいてもらなければならぬ、こう思つております。それでなければ、日本の金属鉱業の健全な発展といふものはあり得ないわけでありまして、その点から結局外国からの鉱石、外国からの製品に押されてきてしまふ。その製品を使うほうは安いはうがいいわけでありまして、したがつて、国内の高いものを使うより、外国から安いものが入つてくればそれでいいじゃないかといふのであります。それから、したがつて、金属鉱業をやつておるものとこの製品を使うものとの間は、そういう対立のあることは御存じのとおりです。でありますから、したがつてこのあんなばい、調整といふものは、政府が政治としてやる以外には方法がないわけでありまして、そういう点から、今後とも金属鉱山の育成、健全化を講ずるためには、こういう点等も十分ひとつお考えを願ひたい。

それから、一昨年の通常国会では、全会一致して国会の意思が明らかにされておることも御存じのとおりでございます。国の最高機関である衆議院の意思を、どうも今度の扱ひ方では尊重されておらぬやうな点、私ははなはだ遺憾にたえないのであります。でありますから、国権の最高機関の意思決定といふものは十分尊重されなければならぬ。政府は、国会開会中は、審議中の答弁とかあるいは態度とかを見るのと、どうも非常に尊重しておるやうな、いわば率直に言へば従順な態度をとつておるが、閉会後になつてくるとわが世の春だといふやうなことでやつておられる傾向が、これは常にある。それで福田通産大臣も永久に行政政府の最高長官であるといふことはないの

すから、やはりわれわれと同じやうに、国会議員として、いま私が言わんとするやうなことをおそろく福田通産大臣も言わなければならぬときが来るのです。でありますから、国会尊重といふことは、特に政府の各位もおられるから、こういう国会軽視をせないやうに、最高機関についてはやつぱり最大の尊重をしていく、そうして、その議決されたものを行政政府のものはじめに忠実に執行していくといふのが、行政官の職務である。こういう点をひとつ明らかにしておいてもらわなければならぬ。ついでには、大臣はこの点についてどの程度お考えになつておるか、そういう点等を最後に伺つておきたいと思ひます。

○福田(二)國務大臣 この銅、鉛、亜鉛といふやうな、いわゆる非鉄金属といふものにつきましては、お説のやうに、自由化についてはわれわれもいろいろと慎重に考慮いたしまして、銅についてはタリフ・クォータ制、また鉛、亜鉛等については暫定勘定を設けて、これが適切な運用によつて自由化に処し得るやうに努力はいたしておるのでございすが、しかし、なお今後大いに検討をいたすべきことも多かるうと存じておりまして、十分個々の場合に処して、緩急よろしきを得て措置をとつてまいりたい、かように考えておるところでございす。

なお、ただいま御指摘のございした院の議決、あるいは附帯決議、その他そういう問題、あるいは委員会における応答等について、もう少し政府が誠意を持つて事を解決すべきである、院議を尊重すべきであるといふ御趣旨には、私たちが非常に同感の意を持

ておるものでございすが、ただ、ここで言いわけをする意味ではございせんけれども、なかなか要求といふものはたくさんございまして、一方会計のほうは十分これにマッチするものがない。そこで、それをどういうふうにあんばいするかといふことで、いろいろ苦勞をいたしておるのであります。すべてを満足させるやうなわけにもいかないことがあることも、ひとつ御了解を賜りたい。ただし、一年でもつて事が決するのではございせん。だんだん毎年毎年の施策によつて順次御発言の趣旨を徹底して、そうして合理化なりあるいは改善なりをはかつていくやうにいたしまして、長い目で見ては院議を十分尊重するやうな方向に持つてまいりたい、かように考えておるのでございすので、御了承を賜りたいと存じます。

○二階堂委員長 おはかりいたします。本案について質疑を終局するに御異議はございせんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○二階堂委員長 御異議なしと認めます。よつて、さう決しました。

採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

○二階堂委員長 次に、討論に入るのであります。通告もありませんので、直ちに採決するに御異議ございせんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○二階堂委員長 御異議なしと認めます。よつて、さう決しました。

採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求め

政府は、本法施行にあたり、自由化を迎えて體質改善を迫られている金属鉱業の現状にかんがみ、探鉱を急速に促進して優良資源を確保するとともに、鉱産物の需給価格の安定を図ることに、わが国金属鉱業の安定的発展に資するため、次の諸点につき特段の配慮を払うべきである。

一、金属鉱物探鉱促進事業団の融資額を増額し、金利の引下げその他融資条件の改善を図るとともに、

回の融資額をさらに増額し、現在七分五厘の金利を引き下げるなどの融資条件の改善をはかるとともに、地質構造調査の事業規模も、本年度のように一億三千四百万程度でなく、大幅に拡大することが必要であります。また第二に、中小向けの補助金も、補助単価が低いため、五〇％の補助が現実には三五％程度にしかならない実情を十分に是正し、制度の充実をはかることが必要であります。さらに第三に、市況が上向いているこのときにおいてこ

「異議なし」と呼ぶ者あり」
○二階堂委員長 御異議なしと認めま
す。よって、さように決しました。

鉱物を掘採することができない、こういう趣旨であるわけでございます。ただ違いますのは、現行法の第二条の規

○多賀谷委員 未掘採鉱物は国の所有とするという場合の鉱業権と、それから、いま国はその掘採する権能を与え

るという場合の鉱業権、これとは法律的には全く同じですか。

○加藤政府委員 旧法の国の所有するという規定の趣旨は、国にそういった鉱業権を賦与する権能があるということとを言っておるわけではございません。実質的に、先ほども申し上げましたように、現行法の第二条の規定と同じでございます。したがって、その権能に基づきまして賦与をいたします鉱業権の実体も、旧法時代と現行鉱業法とは全く同じでございます。

○多賀谷委員 土地から分離をされた、しかも鉱業権に基づかない鉱物の帰属というのは、その旧法時代には解釈がまちまちであった。すなわち国の所有だという議論があるし、鉱業権だという議論もあるし、あるいは無主物である、こういう議論もあった。そこで、権能を与えるという形から、そういうまじらわしものをのけて、現行法ではその帰属をはっきりしたという点は特色はあるわけですが、そこで今度の鉱業権、いわゆる改正法による鉱業権は、現行法の鉱業権と同じであるかどうか。

○加藤政府委員 同じでございます。

○多賀谷委員 鉱業権は試掘権並びに採掘権という二つを書いて、現行法にも書いてあるし、今度の改正案にも、順序は違いますが、前のところに書いてあるわけですが、そこで試掘権をどういう理由で今度はかなり変えた形で書かれておるのか、これをお聞かせ願いたい。

○加藤政府委員 現行鉱業法は、先生御指摘のように、その権利内容の定義につきまして特別に区分をいたしております。第五条にその規定があるわけ

でございます。「鉱業権」とは、というわけで、この中には当然試掘権も入るわけでございますが、「登録を受けた一定の土地の区域において、登録を受けた鉱物及びこれと同種の鉱床中に存する他の鉱物を掘採し、及び取得する権利をいう」ということでありまして、表現は全く同じであるわけでございます。ところが、実際問題といたしまして、試掘権と採掘権を比べますと、本格的な採掘権を取得する前の、いわゆる準備段階の探鉱等を主体にするための権利でございます。そして、そういった面からの権利の実体をはっきりさせる必要があるのではないか。と申しますのは、一方において権利の乱用、特に試掘権の乱用という問題が、御承知のようにいろいろ地上の諸権益との関係において乱用されて、無謀な補償を要求する等いろいろな問題があるわけでございます。そういう点で、この際試掘権と採掘権の本質をはっきり法律上うたつたらどうかというところに相なりまして、今度お願いしております新しい第五条では、試掘権と採掘権をそれぞれに区分して定義をいたしておるわけでございます。いま申し上げましたように、「試掘権」とは、登録を受けた一定の土地の区域において、登録を受けた鉱物の試掘をする権利をいう。こういうふうにはっきりとしたような次第でございます。

○多賀谷委員 現行法も、「鉱業権は、試掘権及び採掘権とする。」さらに、「試掘権の存続期間及びその延長」、こうありますね。特別変わったことはない。この定義をあなたのほう

は第一段目を変えられておる。それからあと、それに基いて法律効果がだいぶ違いますね。ですから、従来の試掘権の内容と新法の試掘権の内容は、内容的には同じものですか。ただ法律の慣行を明記しただけですか。

○加藤政府委員 権利の実体には現行法も改正法も変わりはないわけではございません。○多賀谷委員 次に、第七条の試掘権の問題ですが、「国の行政機関その他の政令で定める者がボーリングにより探鉱をするとき」という場合には試掘権の適用を除外しておる。これはどういう意図でそういうようにされたのか。これをお聞かせ願いたいと思ひます。

○加藤政府委員 御承知のように、現在原子燃料公社、こういったものが試掘をやるときは試掘権を要する。これは本来一般の鉱業権者が営利を目的として将来の本格的な採掘を目的とする場合と、実態的に性格が違ふわけでございます。将来たとえば地質調査所だとか、あるいはこれは地質調査は、鉱業でいう試掘行為ではないわけでございます。先ほど御審議を願いました探鉱促進事業団が精密地質構造調査をする、場合によると、探鉱と区分が非常にむづかしい場合も将来あるかというふうに存するわけでございます。いま申し上げました、地質調査あるいは政策的によりまして、地質調査あるいは場合によると探鉱的なことをやらなければいけない場合もあるわけでございます。そういう場合に備えて新しくこの一号の規定を置いたわけでございます。

○多賀谷委員 試掘というのはボーリングまたは坑道の掘きくによる探鉱ということになっておりますから、物理

探鉱は入らないのですか、入るのですか。

○加藤政府委員 試掘の中には入りません。○多賀谷委員 そうすると、地中に穴をあける以外は探鉱方法としては試掘に入らぬ、こう考えていいですか。

○加藤政府委員 鉱業法上の取り扱いをいたしまして、試掘権がなくとも地質調査等による探鉱は行なえる、こういうことでございます。○多賀谷委員 探鉱の中で地中に穴をあける以外の探鉱方法というのは試掘権に入らぬ、こう考えていいわけですね。日進月歩技術は進みますからね。それで聞いておるわけですか。

○加藤政府委員 ただいま仰せのとおりでございます。鉱業法で特別に試掘権というものを設けて、その権利をいろいろ保護する一方、監督をやるわけでございますが、それは仕事の態様がいわゆる土地の所有権と土地の使用、取用といろいろ競合する問題があるわけでございます。そういう問題があるのを、鉱業権という特別の権利を設定することによって、その間の調整をはかるという趣旨があるわけでございます。その中で、そういう土地の直接の使用の権利と競合の起こらないような地表探鉱というものは、この鉱業法でいう試掘権の範囲からは除外をいたしておるわけでございます。

○多賀谷委員 そういたしますと、次に二号、「前号に掲げる者以外の者が通商産業省令で定めるボーリングによりこれを特に書いた理由はどういうことですか。前の一号でいくんじやないですか。

関その他政令で定める者」と申しますのは、先ほどお答え申し上げましたように、国その他これに準ずる者が国の政策目的によりましてそういった探鉱をする必要がある場合があるわけでございます。そういう場合にこの一号の規定によって読もう、こういう趣旨であるわけでございます。二号は、御承知の石油、天然ガスというものは、非常に広範囲にわたって、地表調査はもちろんでございますが、場合によってはボーリングをするという必要があるわけでございます。非常な広範囲を全部鉱区にするというわけにまいりませんので、鉱区外についてこういった自主的なことをやる場合には特別な制限はございますが、この二号の規定によりましてそこまで鉱区にしなくてもやれる、こういう趣旨で二号を新しく設けたわけでございます。

○多賀谷委員 どうも二号を特に入れるという理由がよく理解できないのですが、なぜそれを試掘権にしては悪いか。ことに石油、天然ガスというのは流動性です。石炭あるいはその他の鉱物のように固定してない。動くものですから、何も権利を持たない者がばんばんやって、流動性をする天然ガスを試掘する場合にも、当然それに伴う採取というものはあるのですから、そういうものをこういうふう

に野放しにしておいていいかどうか。ですから、通商産業省令で定めるといふのは、何を考えているのか、これをお聞かせ願いたい。

○加藤政府委員 石油、天然ガスはただいま御指摘のように流動するものでございます。これは非常に広い範囲にわたって、いわゆる地質の構造調査と

申しますか、こういったものを本格的な採掘の前の段階としてやる必要があるわけでございます。いわゆる構造試験というものをこの二号で考えておるわけでございます。その場合にどうして鉱業権を持たないでやれるようにするか、弊害があるのじゃないかという御指摘でございますが、鉱業権ということになりますと、非常に広大な面積にわたって鉱区にする必要があるわけでございますが、鉱区ということになりますと、当然鉱区税の負担もあるわけでございます。そういう負担の面から見ても、できるだけ不必要な鉱区の認め方というものをやる必要はないのじゃないか。それからもう一つ、乱用の防止の点につきましては、第百条の十六以下にいろいろ監督の規定というのがございまして、届け出あるいは地主の承諾等は当然必要であるわけでございますし、その仕事のやり方について保安上いろいろ問題があるという場合には、通産大臣はその面の監督をいたし得るような規定も置いておるわけでございます。

○多賀谷委員 鉱区税が高ければ、これは特別にそういう広範な鉱区の必要がある場合には安くていいわけですね。この制度として試験をする場合に、しかもこれは私企業でもいいわけですね。当然私企業を予想されておるから、要するに一号に書いていないわけですよ。一号に含まれていないというのは、私企業を予想しているのではありません。私企業の場合にそういうことが許されるかどうかですね。そしてこれはこの土地所有権者の承諾によってそのボーリングをやるわけですか。

○加藤政府委員 二号によりまして石油の鉱業権者がボーリングをやる場合は、二つ考えられると思います。一つは、全然鉱区になつておらないという場合でございますが、これは当然土地にこういう試験のための穴を掘るわけでございますので、土地所有者との話し合いによりまして土地所有者の承諾を得る、これは当然必要であるわけでございます。鉱区になつておる場合は、これはやはり石油の鉱区である場合と、石油以外の鉱区である場合、両方あるわけでございますが、いずれにしても他人の鉱区にこういう探鉱活動をするわけでございますので、当然百条の十六の規定によりまして承諾を要する、こういうことに相なるわけでございます。

○多賀谷委員 ここは私はもう少し詳細に今後質問していきたいと思えます。事態もよくわからないですから。しかし、国または国の行政機関または政令で定める者以外に、そういう野放しに試験権を認めて、試験する場合に権利なしにやれるということ認めていいかどうか、これは今後非常に問題になる。試験した場合に何か損害が起これたら、これは不法行為による損害賠償しかならないという問題だつて起これるわけですね。ですから、あるいは他の鉱区が設定されておる場合、あるいは石油の鉱区が設定されておるけれども、他人の場合でもできるというのですから、私は、こういった広範な権利というのか、広範な野放しの状態にすべきではないというように思う。

そこで、私は石油、天然ガスに関連をして聞きたいのですが、大臣、領海の鉱物の掘採について政府はどういう考え方ですか。

○福田(一)國務大臣 これは領海という意味がまだ一定の範囲をどう見るかというところでいろいろの問題もありますが、あなたのいまおっしゃられたのは、公海における、領海の外における掘さくということだと了解してよろしいですか。

○多賀谷委員 国際会議ではいろいろ問題があるけれども、いま日本政府は、この前も大平外務大臣が答えたように、まだ三海里説を伝統的にとつておる。国際会議ではいろいろ論議が出て、多数説も出ておるわけですね。私も、一応はそういうことになっておるのですね。その領海の三海里であるかというところは別として、いま日本政府は三海里説をとつておるのですから、三海里でもけっこうですが、領海外のいわゆる大陸だなどといわれておる地域における掘採については一体どういう方針であるか、これをお聞かせ願いたい。

○福田(一)國務大臣 大陸だの場合におきましては、試験権についても鉱業権についてもこれを認める方針をとつております。

○多賀谷委員 領海外であっても、大陸だなどといわれるものについては、国際法上通説になつておるかどうかいふことは一応別にして、試験権も採掘権も認めるという方針ですね。そうすると、一体日本の鉱業法でそれが認可できるかどうか。

○加藤政府委員 領海の範囲なりあるいは大陸だなどについてもまだはっきりした国際法は御指摘のようにできておらないわけでございますが、私も、国際慣行としては、大陸だなどについては一応行政権が及ぶという解釈をいたしております。現にそういった地域において鉱業権の設定を認めておるわけでありませう。

○多賀谷委員 鉱業権の場合は、権者の資格、すなわち日本国民または日本人でなければならぬ。これ以外には、鉱業権の及ぶ範囲というのは、いわば日本領土であるというふうな規定はないわけですか。

○加藤政府委員 これは一般的にあらゆる法律についてそうでございますが、いわゆる法律の域地的な拘束力の及ぶのは領土の範囲内であるという一般原則によりまして、われわれは処理をいたしておるわけでございます。

○多賀谷委員 そうすると、領土に入ると称されるものについては領土に入るといふ答弁をしていいのですか。

○加藤政府委員 実は外務省等ともいろいろ見解を伺ひましてなにしておるわけでございますが、その地域そのものの領土権の帰属がどうであるとか、あるいは海でございますから、当然そこに魚族その他の海産物もあるわけでございますが、そういう問題を別にいたしまして、少なくとも大陸だなどの地域の地下資源、鉱産物については、鉱業法によって処理してもよろしいという結論になつておるわけでございます。先ほど申し上げましたように、すでにそういう例は多々あるわけでございます。

○多賀谷委員 では認可をした例はあるのでしようけれども、認可を受けないうで、たとえば秋田沖とか新潟沖のように、領海外に出て掘採した者に対する処置はどうなんですか。

○加藤政府委員 この点につきましては、もう少し御猶予をいただきまして、法制局等ともよく打ち合わせをいたしたいと思ひますが、私の感じとしては、まだ形式的に、先ほどお話しした鉱業権がなければ掘つてはいけないという規定がそのままその地域に当てはまるかどうかということにつ

規定を置くことについてどうだろうかという議論が、実は外務省との間にかわされたような次第でございます。確

うのがあります。この除外は慣行ですか。いわゆる既得権として認められておるのかどうか。しかもこれが大規模

けでございまして、そういった場合に
対処いたしました。百条の十七という新
しい規定を設けまして、通産局長がそ

これらの品物の用途というのを考える
と、天然ガスの場合と違って、どうも
私は合点がいかないのです。

またまた持つていったものが金鉱であつたとか銅鉱であつたといふことを言ふなら、これはもう鉱業権の目的と

よ。ですからどうもわからぬのですがね。特にここへ規定を設けたということ、それは現行法もそうですが、特に設けたという理由がはっきりしない。

○加藤政府委員 先ほどお答え申し上げましたように、石灰石等を新しく鉱業法の鉱物に追加規定する場合に、いろいろ実情の調査をやってみたわけですが、先生が、確かに実問題として、先生の仰せのように、たまたま持っておいた石が金の鉱物であったというところも考えられるかもしれませんが、まあこういう場合が非常に多い石灰石、ドロマイト、耐火粘土につきましては、たとえば石垣の石に使うとか、あるいは壁土に使うとか、そういう事例が多いものでございますので、特にこの三つにつきまして、追加のときにこういう規定を入れた、こういうわけでございます。

○多賀谷委員 これは、石灰石、ドロマイト、耐火粘土というのを鉱業法という適用鉱物にしていなかった。ですからその慣習がずっと残っていたわけですね。しかし、これは法律が改正になつてからかなりたつたのですから、こういうものはいわば経過措置的な条項ですよ。では銅鉱と石灰石と一体どう違うのだと言つたって、それもその分析なんかをして、それから鉱物を選鉱するというその過程を踏まない用途に使うというわけですから、私はこういう規定を残す必要はないんじゃないかと思う。というのは、適用鉱物に入れたからかなりたつたからね。それは経過措置としては、知らなかったのをそれまで罰せられたら気の毒だということはあるが、特にここでそういう意味においてする必要はないんじゃないか。

いか、こういうふうに思うわけですね。

○加藤政府委員 いま申し上げましたように、追加する場合に、いままでにある、たとえば金属鉱物なんかと違ひまして、非常に地表にあり、しかも普遍的に方々にあるというふうなこれらの鉱物の性格からいたしまして、先生御指摘のその他の金属鉱物とはだいぶ性格が違うのではなからうか。一般の善良な市井の一般人が、たとえば石垣用あるいは壁土用にこういうものを採取した場合に、こういう普遍的にあるものについて全部鉱業権の適用をいたしまして、鉱業権がなければそういうことはやっちゃいかぬということになりますと、非常に善良な市井の一般人を不安なところで法律の刑罰の適用と申しますか、そういうことに追い込むことに相なるのじゃないかというところで、一応限界をどこで引くか、鉱物の範囲をどこで区切るかということについて、あるいは問題があるかもしれないんですが、いま申し上げましたような普遍性、しかも大体において地表鉱物であるという面から、この規定が入っておるといふふうに私も考えておるわけでございます。

○多賀谷委員 従来の権利を擁護する、あるいはまたいわゆる善良な市民をむやみに刑罰におとしめる、あるいは法違反をさすというふうなことになるわけですね。そこまで配慮をされるなら、まだまだこの法律は配慮をすべき点が非常に多いのではないかと思うのですが、以下聞いていきたいと思ひます。

そこで、次に鉱業権ですが、鉱業権を物件とみなしておるのですが、この

鉱業権というのは物権に基づく妨害排除の請求権の権利があるかどうか。ことに土地の所有権者との権利の競合においてはどういうふうに考えるか。これを聞かせ願ひたい。

〔委員長退席、小川(金)委員長代り着席〕

○加藤政府委員 現行法第十二条、改正法も同じ条文でございますが、先生御指摘のように、「鉱業権は、物権とみなし、この法律に別段の定めがある場合を除く外、不動産に関する規定を準用する。」というふうに規定をいたしております。この解釈は当然妨害排除の請求権があるという解釈で、従前はまいておるわけでございますが、そういう法律の解釈適用の問題について、現実の場合に遭遇いたしますと、いろいろ問題がございまして、たとえば土地所有権に基づく妨害排除の請求なんかに比べて、いろいろ弱い点もあつたんじゃないかなという気がいたすわけでございます。そういう面も考慮いたしまして、今度の改正法では、ただいま先生の御指摘の地上の諸権益との関係において、はっきりと明文で、たとえば特殊施設の設置の停止、あるいは変更の請求というところでこれを法律の上ではっきり認め、こういうふうに私も考えておるわけでございます。

○多賀谷委員 そうすると、土地所有権と鉱業権との権利関係を総合的にどういうふうに考えますか。

○加藤政府委員 土地所有権と鉱業権との関係は、実際の権利の行使の面からいろいろ衝突を来たす場合が多いというところは、先生御承知のとおりでございます。特に最近追加されてお

ます地表鉱物につきましては、権利の行使がまさに正面から衝突するといふような場合も多々あるわけでございますが、法律的な解釈をいたしましては、全然別個の権利である。したがひまして、土地所有権者といへども、自分の土地の中にある鉱業法の指定鉱物は自由に掘き出し取得することができない、こういう解釈になっておるわけでございます。それで問題は、やはり場合を分けていろいろ考えなければいかぬというふうに考えるわけでございますが、地表の使用がいろいろ鉱業を突進する場合に起こるわけでございます。この地表の使用につきましては、全面的に土地所有者の、一般的な本来の土地所有権の範囲に属する権利の利用の形態でございまして、いかなる場合も鉱業権者は、地表を利用する場合に、土地所有者との契約に基づいて、その承諾のもとに行なう必要があるというふうに考えておるわけでございます。それから地下の使用の場合でございまして、これも場合が二つあるというふうに考えるわけでございます。たとえば土地の一般的な利用形態、主として地表に近いところを地上とともに利用する、これは普通の居住用にあるいは工作用に使つていう場合でございまして、この地表に関する限りは、土地所有者が絶対的な権限を持っておる。それでさらに単なる地表の利用の場合でございまして、通常の土地の利用の範囲を越えるような、たとえば大きなダムをつくるとかあるいはトンネルを掘るとか、こういう一般的な土地の利用の範囲を越えるような場合に、この鉱業権との衝突の問題が起るわけでございますが、これは

民法にいわゆる相隣者関係の規定があるのと同じように、現行の鉱業法におきまして、ある程度の規定があるわけでございますが、いままでに土地所有権等に基づく権益との競合の問題、一番問題の多いのはこういう場合でございまして、いままでの現行法には必ずしも十分な規定がなかったということでもございまして、そういう面からの新しい規定を整備したというのが、今度の改正法の一つの眼目であるわけでございます。

○多賀谷委員 英国のように、本来土地所有権者が、その所有権の及ぶ範囲は地上、地下無限に及ぶ、すなわち鉱物も土地所有権者が所有するという最初の英米法のいき方、それから後にそういうような情勢から鉱業権だけ別に法律をつくつて、それを統一しようという動きに変わった、こういういき方と、日本のように大陸法として初めから土地所有権とは別個に鉱業権を認めたいき方、二つあるのです。そこで、土地所有権について大體対等の権利があるのかどうか。少なくとも地上にはないのです。けれども地下については対等の権利があるのかどうか。

○加藤政府委員 土地所有権の効果といたしましては、先生御指摘のように、日本の民法の規定によりましても効果は地上、地下に及ぶわけでございますが、これはやはり一応考えられる土地所有権の一般的な利用の範囲内のことではなからうか。原則的には地下にも及ぶわけでございますが、一応そういう限界もあるというふうに私たちが存じておるわけでございます。ただ問題は、その土地に鉱業権が設定されまして、地下のそういう鉱物を

掘採するときは、当然掘採に伴う地下の使用があるわけでございまして、そういった面から、いま御指摘のような疑問が出てくるわけでございしますが、土地の普通の利用の形態としては、大体鉱業権の地下の掘採と競合するといふような場合はあまりないといふふうに考えられます。たとえば深い井戸を掘るとか、あるいは大きな貯水池をつくるか、そういう特定の場合に限られるのではなからうかといふふうに考えられるわけでございまして、そういった場合に、いま御指摘のような土地所有権との競合の問題がございまして、今度の改正法では、この間の法律関係を法文上はつきりさせよう、こういった趣旨から特別の規定を置いたわけでございします。

○多賀谷委員 土地所有権というのは土地使用に関する全面的な支配権です。それから鉱業権というのは鉱物掘採のための権利ですね。ですから、土地所有権というものは包括的な権利を持っておる、こう理解をしなければいけない。ただ地下においても対等であるということをおっしゃると、あとからあなた方が地上権との権利の衝突の調整をいろいろおっしゃられても、なかなか理論としてむづかしい点が出てくる。抽象的に話になっても、また具体的な問題でいろいろ問題が――まあそれは具体的な例であつたら聞きたいと思いますが、たとえば差し止め命令、停止命令の場合にも、停止命令の場合には、物権としての妨害排除の請求権ができるならば、鉱業権があれば全部でございするものでございする、あなたが、あなたの法律ではそういうふうにして書いてない。鉱業権者が着手した後と

か事業が始まった後において、こう言う。権利を持っておれば、当然権利から発生する妨害排除の請求権であるならば、権利が持っておれば全部でございするはずで、それが制限を受けておる。これはなぜ制限を受けておるか、こういう点が、今後土地所有権との権利関係において非常に大きな問題になってくると思ひます。これらは、あとから逐次聞いていきたいと思ひます。この点は後の問題として一括して質問をいたしたい、かように考える次第であります。

次に、適用鉱物の追加をされる基準ですね。あなたのほうは次から次へと鉱物を追加されていきますが、一体どういう基準で鉱物の追加をされるのか。これをお示し願ひたい。法律が新しく出るときに追加を少しづつされるのですが、それはどういふ基準でされるか。基準をお聞きたい。

○加藤政府委員 いろいろ鉱業法の適用鉱物以外にも、鉱業法という鉱物を現実に掘採しようとしている事業はあるわけでございします。ただそういう事業の規模の状況なり、あるいはそれを生産する産業の国民経済における地位等からかんがへまして、相当事業規模が拡大する、将来もこの事業を保護していく必要がある、また国民経済全体の発展のためにそれを法的な保護のもとにおきまして育成する必要がある、こういった場合に鉱業法の鉱物というところで指定していき、こういった基本的な考え方でいままでもやってまゐっております。特に地表鉱物の場合でも、そういった大規模になる場合には、やはり鉱業の一般工業と違う特殊性がございまして、災害防止あるいは

鉱害防止という面から、鉱業法なり鉱山保安法の適用を必要とする場合が多々あるわけでございします。そういう面も考え合わせながら追加を考えてまゐりたい、今後もそういうことでありまうといふふうに考えるわけであります。

○多賀谷委員 権利関係をもう一つ聞いておきたいと思ひますが、この試掘権の譲渡というのは従来からあるのですか。一体試掘権を譲渡するというのが必要であるかどうか。採掘権の譲渡というのはわかるわけですが、あなたのほうは鉱業権一本で書いておられますから、試掘権も採掘権もその点は何も区別されてない。ただし、抵当権は別でつけられて、相統その他の一般承継、譲渡、滞納処分及び強制執行の目的となるほか、権利の目的になることはできない、こう言つて四つを列挙してあるのです。そこで譲渡ということが試掘権の場合必要であるかどうかという事です。ことにあなたのは、試掘権についてこのたび明確に定義づけられておる。従来試掘権については鉱業法上定義はなかつたわけですが、今度は明確に定義をされておる。その定義をされておる試掘権の譲渡と譲渡が必要であるかどうか、これをお聞かせ願ひます。

○加藤政府委員 試掘権と申しますのは、いわゆる本格的に採掘行為を行ないます前の段階でして、採掘に値するかどうかというのをためすための権利であるわけでございまして、先生の御指摘のように、これについて広く譲渡を入れる必要はないのではないかと、ただ現行の鉱業法はもちろんでござい

ざいしますが、従前からの鉱業法の一つの原則として、いわゆる先願主義という原則で貫いておるわけでございします。そういう先願主義の原則のもとにおいてこの試掘権の設定を許可した場合には、その人が必ずしも試掘行為そのものをやるに資格でない人もいふものもありません。この先願主義といふのは、一方において鉱物発見者ができるだけ保護して鉱物の開発を促進するという趣旨から認めておるわけでございしますが、そういった、いままでの一つの原則の適用によりまして、場合に

よつてはほんとうの資格者に試掘をさせようといふことが必要であるわけでございまして、鉱業法ではやはりそういった面から一つの財産権といふふうにかへまして移転を認めておる、こういふことでございします。

○多賀谷委員 事業を営む意思のない者が試掘権だけ取つてそれを譲渡する、こういう事態は相当起こるのですね。ですから、その場合はどういふふうにお考えですか。そのことが予想されるでしよう。いままでもあつたし、また今後もある。いままでもあなたのは、試掘権といふことは鉱業法に載つておりましたけれども、試掘権の定義といふものを何ら書いておられなかつた。今度わざわざ試掘権といふものを明記して、今後いろいろの面において試掘権と採掘権が権利関係が変つておる。変つておるならば、初めから鉱業を営む気持のない者が権利だけ取つてそれを譲渡する、これではいかうか。ことに先願主義については、石炭と亜炭だけでありますが、能力主義といふ問題が出てきた。こういふ際にこの譲渡という条文は検討を

する要があるのではないか。これはどういふふうにお考えですか。

○加藤政府委員 いままでの鉱業法の運用、あるいは今後においてもそういう場合があるかと存じますが、やはり先願主義の原則は変わらないわけでありまして、今度の改正で多少の修正は行ないますけれども、これはそれだけではございせんが、一つにはやはり鉱物発見者あるいは探鉱意欲のある者にできるだけ試掘の機会を与えるといふことでありまして、先ほども申しましたように、いままでもいふん例があつたと思ひますが、鉱物発見者保護という意味で試掘権を認めておつたわけでありまして、それが、もともとやる意思がないのに、いろいろ弊害が起りかねぬかといふ御指摘であるかと思ひますが、試掘権が現行鉱業法でも形式的には一本の規定のしかたになつておりますが、あくまでも本格的な鉱業をやる前の準備的な段階の権利といふことでございまして、権利の期間といふものがあるわけでございします。この期間が過ぎれば当然に消滅するわけでございしますが、御承知の延長の規定もあるわけでございしますから、この延長を認めるか認めないかという場合に、そこでいままでも本格的な試掘といふものをまじめにやつてきたかどうかといふことを審査いたしまして、これをほんとうに延長する必要がある場合にだけ期間の延長をする、こういうたてまゐで十九条に規定があるわけでございします。いまの弊害は、そういう面であつたといふふうに考えておるわけではございしません。

○多賀谷委員 今度は存続期間といふものがかなり長くなつたわけですね。

二年であつたのが三年、それからたしか天然ガス、石油は五年ですか、そういうふうになつておるわけなんです。

ね。ですから、この問題はかなりあるだろうと思うんですが、しかし鉱物発見が主である、そういう弊害があつてもやむを得ないのだ、こうおっしゃるなら、私もその政策を全然否定するものじゃありませんから了承いたしますが、これはやはり問題が起ころしな

いか、こういうふうに思います。時間も来ましたから、一応次の質問は次会に行ないたいと思います。

○小川(平)委員長代理 午後一時三十分まで休憩いたします。

午後零時三十四分休憩

午後一時五十三分開議

○二階堂委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

中小企業に関する件について調査を進めます。

本日は企業倒産に関する問題についての参考人として、角田鉄工所社長角田五郎君、中央ダイキャスト工業株式会社社長角田野市之丞君、東京発動機労働組合連合会中央執行委員長前島正男君、東京発動機無担保債権者協議会事務局長田代隆光君、以上四名が出席されております。

参考人各位におかれましては、御多用のところ御出席をいただき、まことにありがたく存じます。

会議を進める順序といたしまして、最初に各参考人の方々にそれぞれの立場から、大体十分程度の御意見を述べいただきます、次に委員から質疑がありますので、それに対しましても忌憚な

くお答えを願いたいと存じます。

なお、発言の際は必ず委員長の許可を得てから発言をしてくださるようお願いいたします。また参考人の方

が委員に質疑することはできないことになっておりますので、御了承をお願い申し上げます。

それでは、まず前島正男君から意見を承ることにいたします。前島参考人。

○前島参考人 それでは十分というところでございますので、多くは語れないわけですが、われわれ東発労働組合といたしましては、二月二十四日の日に突然会社側から更生法を申請

され、それ以降われわれに対して休業を宣告し、三月六日の日に八百数十名の首切りを出された、この事実につき

まして、労働者の生活権の問題であるというところから、それ以前において会社側の何らわれわれに対する説明のない事実と、あまりにも手ぎわのよいやり方に対して、これは突発的に起きた問題ではなくて、計画的であるという

ことを言わざるを得ない。しかもそれ以降において、労働組合のみならず、無担保債権者に対する配慮も何ら行な

われていないという点から考えて、われわれとしては、富士電機を中心とする大口担保債権者の利益を守るのみに

会社更生法が申請され、かつかような方向で次々と手を打たれておるとい

る。二十三日は日曜日、二十四日の日には会社更生法申請、即休業、非常に手並みのいいスピーディーなやり方でやられておるといことがまず言えるの

ではないかと思うのです。東発は、いまさら申し上げるまでもなく、現在資本金五億、オートバイを

中心として、ポンプ、船外機、汎用エンジン、その他のエンジン・メー

カーとして過去四十数年の歴史を持つておるわけですが、それがこの三年間の

富士電機の系列に入つた中で、七十億という膨大な負債を持つて、二十四日

に会社更生法を申請してきているという事実を考へてみた場合に、ただ単に

これは従業員の生命の問題ばかりでなく、中小下請業者、またその従業員を

含めた一万数千名の社会問題であり、なおかつ、これと関連する商店その他

のことを考えますと、多大なる社会的な問題であるといわざるを得ないわけ

です。かような意味から、われわれとしては、社会的な、道義的な責任にお

いても富士電機が糾弾されなければならぬのではないかとこのことを意見として申し上げたいと思ひます。

それから富士電機と東発の資金関係のことについて若干触れたいと思ひますが、東発が富士電機の系列に入る前

は、富士銀行がメイン・バンクとしてのつながりを持ってやっておつた。当

然そういふ関係がなければ企業として存立しないわけなんです、富士電機

が入る直前において、富士銀行として再建計画というものが、富士電機の

一方的な株の買い占めによってその主導権を奪われ、名目的なメイン・バン

クとしかならず、以降資金調達については富士電機が一切これを行なつてき

ている、いわゆる富士電機オンリーの資金調達で三年間行なわれてきた。し

かもこの融資された二十四億という金は、一度にされたわけではなくて、ち

びりちびり出されたために、設備投資に回るようなわけにはいかず、そのと

きそのときにどこかに消えてしまひ、結局会社再建についての資金としての

活用が十分になされてなかった。われわれとしてはこの金がいわゆる富士電

機のメイン・バンクから出されたのか、あるいは富士電機の事業資金から

出されたのかという点についても、これは富士電機の幹部に聞かなければわ

からないことではございますが、かような点で、富士電機が入つてきて三年

間に主要な会社再建に対する努力がなされたというところは、何らわれわれ

として従業員の立場に立つても見受けられない。しかも出向社員は労働担当

かなり多く、ほとんどが労働対策に置かれ、東発の一番の欠陥である販売政

策に対する補強には何らその重役陣の中では入つておらない。これは、言

なれば、三年前系列に入る時点においての東発に、電装品の市場として、富

士電機が、他社が入り込むのを阻止するためにみずから入られたとしかわれ

われには考えられない。しかもその労働政策たるや、施設管理権、人事権、

経営権という大なたを振つて、いままでのあらゆる労働者の権利を奪ひ取

り、切り下げる。職場は暗くなり、職制はふやされる、こういうことで、日

々に職場の中は暗くなる。これでは再建の意欲が出ないといふことは、われ

われ再三にわたる種々の交渉の中でも反映しておつたのでございますが、そ

ういふ点の組合の意見は一切いれられ

ず、強行されてきたというのが現状であるわけでございます。しかもこの二

十四日の時点、二十日から二十三日の時点で千八百台という多大なオートバ

イが富士電機系列の各会社に出出されているといふことはすでに新聞雑誌等

にも出ており、各支店においては倉荷証券を富士電機の関係会社と裏書きし

ておる、あるいは不動産の担保の名義書きかえを一月中旬から二月二十日

までに急いでやれといふことを各係に命令をしている。この二十日という期限

の切り方が、われわれとしては結果から見ても非常に納得できないといふこと

も申し上げられるのじゃないかと思ひます。われわれとしては、これに加えて、

会社再建としての努力の点で、三月の六日の時点で経営者がお手上げを

して裁判所に更生を申請しておきながら、まだ再建計画が組合と何ら話し合

われない段階において八百七十七名の八〇％に近い首切りを出してきていると

いふことは、少なくともこの会社再建に際して労働者の協力を得て行なわ

なければならぬという観点に立つならば、われわれとしては非常に疑惑を持

たざるを得ない。

かようなものもろの実態を考へてみますと、ほんとうに富士電機あるいは

東発の経営者は、この多大な社会的な影響、悲惨な状態をつくり出してお

きながら、ほんとうに再建する意欲があるのかないのかといふことが、率直な

意味でわれわれとしては疑問に思わざるを得ないし、またこういう行為につ

いては当然社会的にも糾弾されるべきじゃないか、かように考へておりま

す。

以上です。

○二階堂委員長 次に、角田五郎君より意見を承ることにいたします。角田参考人。

○角田参考人 株式会社角田鉄工社長 角田五郎でございます。

本日は、東京労働機対われれ無担保債権者のためにかくもとうとい時間を分かち与えて参考人としての発言を許されましたことを、ここに集まりの皆さんに厚くお礼を申し上げます。

ただいま東京の労働組合の方から経過報告をそれぞれの立場でお聞き取りのことと思いますが、私も東京労働機を親会社として、これにあらゆる部品、製品、そういったものを納めておった千何百名かの下請工場でございますが、突然として会社倒産というところで、これらどう考へてもふしぎでならない。二十四日に突然として通知を受けまして、なおさら二十五日、二十六日に説明が社長からありましたけれども、なぜこういふことになったのだらう、いろいろ詰問して、その後北區公会堂において一般債権者が集められ、さらに経過報告、会社更生法の手続に至ったことをとうとうと東京の重役並びに社長から言ひ渡されたのでございすが、何をしても、大ぜいの従業員、その妻子、これをめいめいが養うといつては語弊がありますが、相助け合いつつつた製品の、約半年間にわたつて納めた品物の金額相当の手形が一方的に不渡りになった。これは、われわれとして今後どう処置したらいいか、ただ千何名の方は右往左往する限界に立つてしまいました。まず金成会長をつるし上げよ、あるいは談判、抗議しよう、激高のあまり収拾しがたくなりましたので、何とかし

て債権者だけでも意見を一応調整して——いたずらに、きのうまでは親会社でありとうございしたと言つていたものが、豹変して社長、会長にまで危害を及ぼす段階に至つてしまつた。これはわれわれ大いに自省をして、下請同士、無担保債権者が大いに話し合つて、今後どう処置していったらいいのだらうかというこの集まりが六日、さらに三月十日に初めて千代田公会堂において無担保債権者の第一回の集會を開いてわけでございます。そして、いづれにしても東京労働機の社長は富士電機から出向されておられるの平島社長であり、全部が富士電機から来た出向社員によつて、しかも富士電機がバックだからだじようぶなのだ、そういう豪語のもとに下請を安心させ納品させておきながら、ひそかに製品をいずれかに持ち去つてしまつた。われわれの受け取つた手形は空手形におちいってしまった。これではどうにも困る。まづもつて、話の前後しますが、二十九日の不渡りが出る前に、なぜわれわれに相談してくれないのか、きょう二十九日の手形はどうせ銀行から買ひ戻しを請求されるのだから、われわれ債権者の持つてゐる手形を一応持ち寄つても多少落としてもらえないだらうか、再三再四要請したのでありますが、富士電機社長はいわく、もうすでにいわば弦を放たれたもので、皆さん方債権者にはこれ以上迷惑をかけたくないので、会社更生法を申請したのだ、こういうようなわれわれにはとんととはつきり意味がつかみませんでしたが、その後何回も會合に會合を重ねまして、われわれの一般債権を何とか確保していただきたいと言つ

たところ、富士電機社長いわく、われわれのほうとしても大きな債権者の一人である、富士電機は有担保、無担保金額よりもはるかに多いところの債権者であるが、どうにもならなくなつたので、それで会社更生法によつて皆さんの債権を何とか確保するために努力したんだと言われた。なるほど話はわかつたようでございますが、おさまらないのは無担保債権者で、今後どうしていったらいいのか。すでに倒産は続出して、連鎖反応で膨大な数の人がそのために路頭に迷つてつございす。ここで初めて、相手は富士電機、東京労働機ではあるが、一般大衆に國會を通してわれわれは陳情しなければならぬ、それにはまづもつてどうしたらいいの、いろいろ案を持ち寄りました結果、約三百数部の陳情書をつくりました。東京労働機株式會社倒産に伴う関連中小企業者に対する緊急救済措置要請に関する陳情書、これを各所にお配りしました。その意を了とせられましてか、去る四月一日に第一回の商工委員会、社会党の代議士の先生等にお願ひしまして開いていただいたようなわけでございます。きょうさらに第二回委員會で参考人の意見を申し述べる機会を得ましたことは、非常に皆さん方に厚くお礼申し上げますと同時に、なお私としてどうしたらいいのかと申しますと、まづもつて会社更生法なるものは非常にいい、りっぱな法律かも知れませんが、その法律の陰にこの上もない犠牲に耐えて、あした倒れていく人ができていいの、か悪いのか、これを先生方を通じて國會で取り上げてもらいたい。何としても、われ

われはもう二十九日から、中には東京の不渡りが出た二、三日置いてすでに倒産して、いまは債務者の立場になつて債権者に追ひ回されておる方がございす。中には子供さんがやつと大學は受かつたけれども、その入学金の二十万円の金が、毎日のように債権者からあべこべの立場になつて追ひ回されていて、せつなくかちえた狭き門の大學も中断せざるを得なくなつてしまつた、こういう方も大ぜいございす。これを一々数えあげますれば枚挙にいとまございせんが、これはまことにわれわれとしても大いに責任はあると思ひます。そんなおかしな会社に何れ好きこんで納入していたかと言われるかもしれない。しかし社會情勢はそう簡単にはいきません。いま言つた労働者の方も、つぶれるような会社だつたらば、なぜそんな会社にいづまでものんびんだらりといつていたのか、こういう言ひもわれわれと思ひます。私どももなせそんな会社にいづかつまでも品物を納品していたのか、これは大いに私ども下請、無担保債権者としても責任はあると思ひます。で、実はそのことを富士電機社長または重役、東京労働機の重役さん方には、何かこの会社更生法を申請する前に、縁あって品物を買つていただき、また長いこと金も支払つていただいた間柄で、一方的な計画によつて更生法に持ち込んでしまった、実に情けないじゃないか、われわれも東京労働機再建のためには万難を排しておつき合ひしたい、しかしわれわれにこういふた寝耳に水のような処置をとつたのでは、私どもとしては何とも腹の虫がおさまらない、おさまらないといつても

手も足も出ずことはできない、万一東京労働機が再建されるならば、私どもも債権の一部を多少割引して肩の荷を軽くして発足できるようにしたらば、一番再建の道に早いんじゃないでしょうか、そのためには、富士電機の社長金成さん、あなたも縁があつて会長までなつていたので、東京労働機に關する債権は思い切つて割引して、債権を少なくしてやる方法はありませんでしょうか、こういう点で何回も面會を要請しましたが、なかなか遅々としてこの交渉が進みません。それで現在に至つておりますが、一方私どもは社会党の代議士先生のお骨折りによりまして、なお自民党の先生にも要請しておりますが、何とかこの問題は、事東京労働機対債権者だけではなくて、今後こういつた倒産がどのくらいあとに続くかわかりませんので、ぜひともゆゆしき國家問題として検討していただいて、こういつた事故の起こらないような善後策ができれば、私どもも救われると同時に、今後の中小企業者がいかに助かるか、また社會が明るくなるか、こういうことを私は最後に申し上げて、私の發言を終わりにしたいと思ひます。

大体かいつまんで申しますと、第二のこういつたあれがないようにゆつくりと御審議いただいて、せつかくですから、今後中小企業者の第二の東京の事件の起こらないような処置をひとつお願いしたいと同時に、差し迫つた問題を救う道を何らか考慮していただきたい。私どもも率直に申しますと、なおさらに緊急融資といつても、いままではほとんどが政府の税金もまねんなく払つておりますが、こんなときに

こそ何らか資金を、いただくのじゃなくして更生資金として国家の資金をお貸し願いたい、こういう言を大にして私の発言を一応打ち切らしていただきましたと思います。

ありがとうございました。

○二階堂委員長 次に、田野市之丞君から意見を承ることにいたします。田野参考人。

○田野参考人 中央ダイキャストの代表取締役田野市之丞でございます。

現在、私もこの二日間で社長の席を去らなければなりません。それはただいま二人の参考人の方の申されたとおり、私も先の見通しがなく、ただ仕事という面一方で東莞の仕事をやっておったために、またふだんの計画の悪いために、貯蓄もなく、ただむしゅうに東莞の仕事、独立以来十五年間やってまいりました。そうして自分の持っている財産を、わずかのもののございますけれども全部投げ出して、また株の六〇％も譲りまして、そうして私どもの債権者に迷惑をかけないよう、ただ自分だけその不明のいたすところを責任を持って負うつもりで、ある会社に全部委任いたしました。ところが幸いにも私は、また私どもの会社を再建するために常務取締役といたしまして、この借金を長い間に返すように、そうしてみなに迷惑をかけないようにするんだぞと言って、いまやとどうやら歩みかかったところの会社でございます。こういうことを皆さんに泣き言を申すのじゃございませんが、私の感じたところで申しますならば、去年の六月以降十二月あるいは一月までいままではいたくさん注文をくれておいて、そうして一月に入っ

て、岡谷工場の工場長並びに資材の係は、いまの注文は四月までいっておるけれども、その注文書は先の注文の日であるけれども、もっととどろんどろん入れてもいいのだからとどろんどろん入いよと言つてつづつはたかれ、また去年の十二月には、東京発動機のオートバイがあまり売れないから、下請の工場の皆さんよ、何台でもいいから買つてくれと言われた。それならば私のほうも売り掛け金があるのだからその代金として下さいと言つたところが、そのときに、「オートバイの五台分の代金は二十六万五千円払いましょう。その期日は六月の二十五日。このオートバイは私の関係の姉妹会社の東昌自動車会社から買つてくれ。あなたのとこには東莞の手形を支払いましょう。しかしこちらには中央さんの支払い手形を払つてくれ。しかし、こちらの東莞から払う手形は六月の二十五日。私のほうから払うのは四月の二十五日。」「それは東莞さんからもらつた手形をそちらへ払えばいいじゃないか。」「いや、それは、銀行に、東莞の手形を下請、東昌に出すと融通手形になるのだから、それはまずい。それでも私はまだまだ富士電がついておるからそんなことはないだろうと思つて、まだまだ親工場に何とか立ち至つてもらおうとしてその手形を払いました。ところが、二月の二十九日は不渡り。といつて私のほうの四月の二十五日の手形は落とさなくちゃならない。そういうような、去年からもうまことに計画倒産の準備をしておつたわけですね。また二月の五日には会長は会長の辞任届けをする。そうして二十日にはそれが発令されている。また、新聞には、富

士電機のはうの工場がたいへんだから会長を辞任するのだと言つておる。どっちが大事なんだ。東京発動機のはうが大事にもかかわらず逃げておるじゃないか。新聞では、片方が忙し。自分のほうに忙し。あすにもつづれるという計画を立てておきながら、逃げておる。そうして二十二日には二十四万の手形が落ちるのだ。しかしそれを落とさなければ二十四日の会社更生法の手続ができない。そのために無理して二十二日の手形を落としておいて、そうして、徹夜か何か知らぬ、弁護士と言ふのは、徹夜でやつたという。そして会社更生法の手続を出しておきながら、二十二日にはすでにオートバイをトラックでとどろんどろん運び出している。私はそれをキャッチして、二十四日の朝早く、とにかく東莞がつぶれてしまえば私もつぶれるのだ。しかし、相手がつぶれたからといって、自分の従業員なり自分の仕入れ先に迷惑をかけることはできない。よし、とにかく私のところの車を全部朝早く出して、とにかく従業員に給料を払おうじゃないか。それには向こうの、相手の切り粉でもよい、何でもいから、ともかくおまえたものために取つてきたという、どろぼうでもない、私が一人罪を着ればよいのだという、私には四台の車を出して、そうして全部ビケを張つてある中をオートバイを五台持つて帰つてまいりました。しかし、そのオートバイなりを売つても工賃を払おうとわれわれは努力しておるにもかかわらず、先ほど参考人の申したとおり、われわれの面会も言を左右にして引き延ばし、またその答弁たるや、まるで雲をつかむよ

うな、もう会社更生法に出ておるのだから、あなたたちがいかに騒いでもだめだよと言わんばかりの方法にいままで出ておつたわけですね。国会へ陳情しようが、あなた方ができるものか、何ができるのだというように、もうすべの点において私たちを法律によつて縛りつけておる。私たちもここ十五年間、東莞の仕事をしておつて、それはまことに親子の関係だと私は思つておる。親子兄弟。そのときに、夫婦だ、夫婦であつても、もう夫婦関係はまづいのだ、兄弟関係がまづくなつたのだ、われわれ一家は飯が食えないのだから、その兄弟、夫婦をばつておいて、いわゆる家庭裁判所へ行つても夫婦別れをするのだ、そういう出方をする親があるか。これが親子なのか。私たちは金精力を尽くしてやりました。東莞の手形があぶないとすれば、いやもう東莞は富士電がついておるから絶対だいじょうぶだから待つてくれ、こう言つて東莞の援助——援助と申しました、陰になりひなたになつてやつた、そのばかさがげんが、いまありありとわかつてまいりました。親子ならば話の場もほしい。実はこれこれこういう状態で食べられないから、下請の皆さんよ、今月の手形の払いがでないから、あるいは払つた手形が払えないから、半分待つてくれよとか、あるいはこういう方法でやりたいからどうだろうという一つの相談もない。そうしておいて自分の有利な会社更生法のはうに持つていく。それは会社更生法は法律で定めたことですから、一つのいい方法だと思います。しかしわれわれ無担保債権者に何かあるか。だからして、私たちは会社更生法に反対

するものでもない。いま会社が半分倒れかけておるときに、会社更生法は待てないか。少しだけのにこ入れをしていただければ、一歩立つ。立つた後ならば、東莞が再建したときにおいて、私も喜んで製品を入れましょう。しかし会社更生法が適用されるなら、そこまでもたない。であるからして、われわれ無担保債権者は何とかこの方法を講じていただいて、いかなる方法でもいい、手形の四月の期日が来たならば、それを富士電さんなりに手形を発行していただいて、百五十日過ぎて落としていただき、また、悪ければ切りかえらうという方法でも持つていつてもらわなければ、いかにわれわれが叫んでも、これは向こうの思つぽだと思ふ。こまかい一つの例を申し上げることも、質問のときに申し上げたいと思つておりますが、どうか先生方、この窮状に対して何とか方法を講じていただいて、先ほど角田参考人が申したとおり、きょうまたつぶれ、あしたもつぶれる。麦を食ふじゃない、麦を食ふそのものさえないのだ。これからいかにこ入れされても、現在の状態ではもう一つの作業に立つていけません。であるからして、たとえば手形のでこ入れを富士電にしていたかどうか、同時に、また、金でなくて——仕事も半減いたしました。だから、通産省、そのほうの関係の先生方にお願ひして仕事のあつせんもしていただいて、また新しい仕事を待ても、仕事は違えば機械も違います。しかし、われわれは無謀な設備をするのでなくして、古い機械に入れかえる、その機械を貸していただく金もあつせんしてもらう。とにかく私たちは多くを望みま

せん。ただ、生きていくのだ、その次のチャンスをおねらうのだということをお願いでございます。たいへんまとまらないお願いでございますが、どうかその幾つかをくんでいただいて、われわれの生きる道を御援助願いたいと思ひます。

○二階堂委員長 以上で参考人の方々の意見の陳述は終わりました。

○二階堂委員長 次に、参考人並びに政府に対する質疑の通告がありますので、これを順次許可いたします。藤田高敏君。

○藤田(高)委員 たいだい参考人から、今回の東発倒産に関連する窮状ないしは現状につきまして詳しく事情を聞いたわけでありまして、これら小口債権者と称する皆さん、あるいは労働者従業員の皆さんの窮状を考えますと、きには、ほんとうに何とも言えない気持ちになるほどお気の毒でございます。

これはすでに商工委員会でも問題になっておりますが、政府としても早急に適切な措置を講じて、これら無担保債権者と称する方々ないしは下請企業が、何とかこの三月危機、四月危機といわれる今日の情勢の中で再建できるような方途を早急に講ずべきであるというところを、まず質問に先立ちまして、強く要求をするものでござい

す。そこで私は、実はあらかたの経緯につきましまして、新聞あるいは経済雑誌ないしはきょう参考人としてお見えになつておる方々から聴取いたしました資料等について大綱的なことは知つておるわけでありまして、なお政府に

して質問をし、あるいは関係機関に対していろいろな施策を要望をいたします場合に、若干参考人の方々からお尋ねをしておきたいことがございます。

まず組合の代表に聞きたいわけですが、今回の倒産が富士電機ないしは富士銀行、三井、三菱、協和の四銀行を中心とする、いわば親会社ないしは銀行を中心とした計画倒産であつたという点については、きょうの参考人の意見及びその他の事情からも十分聴取することができるところであります。

具体的問題としてお尋ねをいたしたいことは、三十六年に富士電機が東発の株を半分以上買い占めて、そして人事面においても、役員を中心として、いわば富士電機から入つてきて、そして東発を実質的には富士電機の出先機関的な会社として経営のさいはいをふるつてきたといつておるわけであり

ますが、その役員は富士電機から来た社員といふのは、東発の社員としての身分をもつて経営に参加したのか、それとも出向社員として、富士電機の社員として、そういう重要な役員ポストについたのか、その間の経緯を明らかにしてもらいたいのと、どういふポイントについてさいはいをふるつたのか、そういう内容について聞かして

もらいたい。また、組合関係はできるだけためてお尋ねしたいと思ひますが、労働者の権利に属すべき、いわば労働者組合の債権額としての賃金あるいは退職金ないしは予告手当、こういうものは大綱的に集約をしてどの程度あるのか、お尋ねをしたい。

これに関連をして小口債権者の代表の方にお尋ねをいたしますが、小口債

権者の債権者としての債権額はどの程度あるのかをお尋ねしたいと思ひます。

次に、第三点として、二月の二十四日に会社更生法の適用の申請をして、そして具体的には会社倒産の実態といふものを知つたといふことですが、その直後に労働組合が二十六日に会社と団体交渉をして、この種の企業倒産ないしは企業縮小、あるいはこれからの再建方法をどうするかという点について、何らかの形の労使間における協定書を取りかわしたといふふうに聞いておるわけですが、その協定内容とい

うものはどういふものであつたのか。ところが経済雑誌の資料によりますと、協定を結んだあくる日の二十七日に会社は異常な雰囲気の中で協定を結ばされたので、これは会社としては一方的にいれば破棄するのだといふことを組合に通告してきたと聞いておるわけですが、そういう異常な雰囲気の中でこの二十六日の協定書といふものが結ばれたのかどうか。それとも正常な団体交渉の雰囲気の中で協定書が取りかわされたのかどうか。その点を第三点としてお尋ねをいたしたい。

次に、会社は、これはあとで触れまされども、会社更生法の適用によつて会社の再建をはかりたいと言つておるわけですが、これは最終的に裁判所が管財人を指名して、どういふ方向で再建をするかというところは、それは後日の問題になると思つておるわけですが、この会社更生法の適用の申請をした以降において、会社はほんとうに再建の意欲に満ちた再建の努力といふものを具体的にやっておるのかどうか。やっておるとすれば具体的に

どういふことをやっておるかという点について、組合なりあるいは下請の皆さんなりあるいは小口債権者の立場から見た実情といふものを聞かしてもらいたい。

ひとまずこの程度のことをお尋ねし、続いてまた質問したいと思ひます。

○前島参考人 第一点の富士電機の人表面、どういふ形で東発に入つてきたか、現在どういふふうになつてゐるかといふことについてお答えしたいと思ひます。

東発の会長の金成氏は、御存じのように、富士電機の社長であります。それから現在の社長である平島氏は、本社勤務部の次長であつて、その後富士機器という会社の社長をやつて東発にきておる。それから現在東発の常務をやつておられます瀬戸氏は、東発において営業担当をやつておられますが、以前は富士電機の札幌販売店長といふことだそうでございます。それから本社の総務全体を担当する取締役の高橋氏は富士電機本社の勤務課長、それから東発の東京工場長である品田氏は以前富士電機の千葉工場次長、それから小菅常務は、東発の会計担当をしており

ますが、富士電機本社の収納部長といふふうになっておられます。そのほか重役ではございませうが、東京工場に総務部長としておられる水田という方は富士電機本社の勤務課の係長、この方が東発の部長といふことに入つてきておる。この方たちは富士電機と縁を切つてきたといふのではなくて、富士電機の出向社員として東発に入つてきておる。それで従来からの東発の重役としては曾根技術研究所長と海上工務部長

といふ方二人でございまして、あとはいま申し上げました富士電機の出向社員によつて占められておるということが第一点でございます。

第二点の、われわれの債権はどの程度であるかといふことについての御質問なんです。現在の三月六日、二十日という形で解雇されておる方たちの債権としては約二億、しかしながら先ほどからわれわれも申し上げましたように、会社側に倒産という意図があるとするならば、その他の人も当然いづれは債権が起きてくるということをお慮しますと、実に四億近い数字になるというところがあるんじゃないかと思ひます。

次の第三点としましての二十六日の協定書のことでございまして、率直に申し上げまして、先ほど申し上げましたように、組合がこの会社更生法申請についての事実を知つたのは二十二日の夕方から二十三日の時点で、しかもそれはほんとうにどうかといふことは組合員に自信を持って言えないという状況で、朝の段階まで私たちは率直に申し上げて確信持った発表を組合員にできなかった。ただ、こういうことがあり得るということについて、突然受けたものではまずいから内示として組合員に知らせるということであつたわけ、二十六日はその翌々日でございますから、われわれとしてはまず会社更生法とは何たるかも知らない。しかし会社が倒産したんだといふこともほんとうの実感の上ではまだ不安で、あんなからどうなるのか、会社は休業になつちゃうといふことでただ不安であつたわけ。しかしわれわれとしては、この東発の企業といふものには、

有する。

記

一、会社は資産、原材料、仕掛品及び製品等の処分を行う場合は組合の同意を得て行なう。

二、会社は、組合及び組合活動の自由を認め、組合が申し出た会社施設の利用を認める。

三、会社は、組合員その他従業員の解雇、配置転換並に、労働条件の変更については、組合と協議決定する。

四、従業員が退職した場合、就業規則、退職手当支給規程に基いて退職金を支給する。

五、会社は、会社再建まで組合が必要と認めた会社の諸設備の使用を認める。

六、右記一項ないし五項の有効期間は会社再建までとする。

こういう協定書を締結したわけでありす。

それ以前の若干の経過を申し上げますと、社長のほうから修正が出されまして、その席上でノートに修正の条項を書きまして、第一項の処分の組合の同意というものは、組合の提案では承認という事でございましたが、承認という字句はまずいから、これは同意に変えてくれという事で、われわれは同意ということを認めたわけでございます。

それから第三項の組合と協議決定するということも、承認ということであつたのですが、協議決定というような字句に変えたわけで、この書類は組合にございます。

それで、われわれとしてはこの保障があるならばあしたからでも会社再建

に努力する。だから会社の社長初め幹部の方もいろいろ困難はあるだろうと思ふけれども、ひとつがんばってもらいたいということで、私と社長とはんとうに握手しまして、この苦難を乗り越えよう、それから工場長とも、ひとつ工場長、がんばりましょうという事で、われわれとしてはその日に若干時間がたちましたが、この協定が社長自筆の署名でお互いに成立したというのが協定の内容並びにそのときの状況の説明なわけでございます。引き続き……

○二階堂委員長 参考人の方に申し上げますが、時間の都合やら質疑者も多いのでございまして、できるだけ簡単にお願いしたいと思ひます。

○前島参考人 最後に、会社再建の努力でございまして、この点については会社は二十四日に休業を申し出まして、組合としては休業の理由がないという事で撤回を申し入れたわけですが、再び二十七日から現在の時点に至るまで休業ということと作業をしない。お聞きと思いますが、東京工場ではポンプをつくっております。この火災の時期において各特約店、販売店からポンプに対する需要をかなり強く出されてきておるのですが、一向に開こうとしない。これは会社更生法の申請をして企業を存続していく観点から考えてみれば、率直に申し上げて、これは逆のやり方じゃないかというふうに第一点として考えております。

それから、みずから会社更生法の申請をしておきながら、まだ管財人も選ばれていないのに、かつてに八百数十名の人間を首切ってくるということ

は、それ以前の時点で労働争議を起

そう。そういう向こうから起こそうという事で、はたしてこれは会社再建の努力がなされているかどうか。加えてこの二十四日の時点で販売店、特約店、特約店に対する何らの説明も対策も行なっていない。これは今後会社を再建していく上において重要な一環である販売店、特約店対策がなされていない点で、われわれとしては会社がその再建の努力をどこにしているかという点では、それを見出すのに苦労するのじゃないか、かように考えております。

○田代参考人 第一番の、債権額ですけれども、富士電機また古河系統の大口債権ははずしまして、小口債権は大体二十二億円です。

それから債権返済の計画ですが、東莞側では更生計画開始決定がされるものとみなされて、返済計画を三月三十日にわれわれ委員の一部の者が聞きましてけれども、その内容と申しますのが、ことしの四月から九月まで、及び十月から三月まで――要するにこの一年間は赤字だ、次の一年はその赤字を取り返す、それで返済は三年目から少しずつできるということとを平島社長は言っていましたけれども、同席しました富士電機の矢野取締役は、これはまだ夢を見ておるような数字だ、当てにしないでほしいというようなことは言っていました。われわれもこの条件で更生に協力することはできないと思ひます。

○藤田(高)委員 さらに経過あるいは内容が明らかになつたわけですが、話を聞けば聞くほど、非常に悪質な計画倒産であるということが明確になつてきたわけですから、そこで、時間の関係も

ありますので、参考人から聞かしていただいた事情あるいは答弁を通じて政府機関の局長あるいは次官、そういった方にお尋ねをしたいのですが、前回の商工委員会ではわが党の田中議員が質問をし、主としてこれは会社更生法をめぐる法律問題について質問をされたこと記憶するわけですが、私は会社更生法の立法の趣旨からいって、このように親会社と目される、今回の場合でいえば富士電機あるいは銀行筋が、自分の取るべき債権だけはしっかりと押えておいて、そうして小口債権者やあるいは下請やあるいは労働者に対しては迷惑のかげつぱなし、こういう背信行為ないしは詐欺行為ともいふべき行為をした上で会社更生法の適用を受けるということは、非常に虫がよ過ぎるんじゃないか、こういう悪徳者に対して会社更生法の適用を受けさすという事は、私は法律の立法の趣旨からいって了解ができないと思ひますが、法務省の民事局長がお見えのようですから、それに対する見解を聞かしてもらいたいと思ひます。

そのことに付帯して私申し上げたいのは、会社をつぶすことが目的でないわけですから、私は、できるだけ会社も労働者も下請も協力し合つて会社を再建することについては賛成であります。しかしながら、会社更生法の適用による再建ということになれば、今回のように経緯が明らかになり、社会的にもこれは大きな問題として、ひとり中小企業の倒産という問題ではなくて、私は社会問題としての性格を持ってきたと思ひます。こういうものに対しては、いま参考人としてゐる述べられま

した立場の人に対して、私は、やはり

長い人では親子二代にわたつて当社に勤めておる人もあるということから、考えればそれぞれの職場に対する愛着はあるわけですか。かような意味から会社更生法の何たるか、今後どうなるのかはわからぬけれども、とにかく会社を再建しなさいかぬ。そのためにはわれわれに対する当面の保障がなされなさいならないんじゃないか。またこの点については先ほども債権者の方も言われたように、なぜ前もってわれわれに対して相談するなりわれわれの保障をしてもえなかつたのかという不満もあつたわけなんです。ございすが、とにかく会社を再建していくためにはわれわれの身分保障、生活保障がなされるべきではないか。こういうことから実はこの協定をわれわれとして労働間で取りかわしたわけなんです。それで、この中でどのように行なわれたかという点につきましては、少なくともこういうような状態の中で行なわれたわけですから、双方がなかなか行なえるということ自体がおかしいんじゃないか。しかしながら労働間でいがみ合ったということじゃなくて、ほんとに労使としてこの窮状をどうしたら打開できるかという面で双方とも同じ姿勢に立つてわれわれとしては話し合いをすべき態度で臨んだわけでございます。

そういう中で結ばれました協定書を読み上げますと、

協定書 東京発動機株式会社と東京発動機労働組合連合会は左記の通り協定する。

尚協定事項を約する為、それぞれ会社、組合は各普通の協定書を保

あるならばあしたからでも会社再建

に努力する。だから会社の社長初め幹部の方もいろいろ困難はあるだろうと思ふけれども、ひとつがんばってもらいたいということで、私と社長とはんとうに握手しまして、この苦難を乗り越えよう、それから工場長とも、ひとつ工場長、がんばりましょうという事で、われわれとしてはその日に若干時間がたちましたが、この協定が社長自筆の署名でお互いに成立したというのが協定の内容並びにそのときの状況の説明なわけでございます。引き続き……

○二階堂委員長 参考人の方に申し上げますが、時間の都合やら質疑者も多いのでございまして、できるだけ簡単にお願いしたいと思ひます。

○前島参考人 最後に、会社再建の努力でございまして、この点については会社は二十四日に休業を申し出まして、組合としては休業の理由がないという事で撤回を申し入れたわけですが、再び二十七日から現在の時点に至るまで休業ということと作業をしない。お聞きと思いますが、東京工場ではポンプをつくっております。この火災の時期において各特約店、販売店からポンプに対する需要をかなり強く出されてきておるのですが、一向に開こうとしない。これは会社更生法の申請をして企業を存続していく観点から考えてみれば、率直に申し上げて、これは逆のやり方じゃないかというふうに第一点として考えております。

かなり八号の債権者に対する債務補償、こういうものがけじめをつけられた形の中で、ないしはそういうものが確約されるという前提の中で、会社更生法の適用というものが考えられてしるべきではないか、こういうふうにかけるわけですが、それに対する見解を承りたいと思います。

○平賀政府委員 ただいま私も参考人の方から詳細な事情を伺ったのでございますが、この事件はただいま裁判所に係属中でございますので、いま参考人がお話しになったような事情も当然裁判所においては考慮されると思うのでございます。したがって、この具体的事件についてどうかというところにつきましても、私意見を申し上げることを差し控えたいと思うのでございます。ただ、会社更生法の手続によりましても、裁判所としましては、はたして手続開始の要件が備わっているかどうか調査をいたすわけでありまして、もし要件が備わっていない、あるいは、具体的に申し上げますと、会社更生法の第三十八条に裁判所が申し立てを棄却すべき場合が掲げてございまして、ここにどのような事情がございまして、申し立ては棄却ということになるわけでございます。そういう次第でございまして、裁判所といたしましては十分調査した上で、この申し立てに対する何ぶんの裁判があることと思うわけでございます。

○藤田(高)委員 私は法律を取り扱っておる役所というのは、案外、失礼な言い方ですけれども、人間的にも冷たい感じの答弁を、私、今度国会に出てきてからもときおり聞くわけでありまして、やはり法律の解釈、運用はこれ

は人がやるわけですから、私は決して法律専門家である皆さんに対して、違法な行き過ぎたことをやれとまでは申し上げませんが、少なくとも今回のような事態に対しては、法務省は法務省としてのやはり主體的な、自主的な立場から、この会社更生法の適用を今回の東莞の倒産問題に対して行なうという場合には、法務省の見解としてはどうだということくらいなもの、これはあってもよろしいではないかと思うんです。というのは、具体的な事実として、これは裁判所に会社更生法の適用をしてほしいという申請がなされておるわけですから、必要に応じてこれは法務大臣が裁判所に出ていって意見を述べる、こういうことも法律の中に明記されておる以上は、今日の段階においてやはりここまで内容が明らかになれば、法務省としてはこうあるべきではなからうかという程度の積極的ないは自主的な見解というものがあっているんじゃないかと思うのですが、重ねてその点に対しての見解をお尋ねいたしたいと思ひます。

○平賀政府委員 会社更生法におきましては、ただいま仰せのとおり、法務大臣が関係人集会に出席いたしまして意見を述べることになっておるわけでございますが、法務大臣がある具体的な会社更生事件におきまして関係をいたしますのは、最初は更生手続開始決定があつてからであります。更生手続開始決定があつて初めて法務大臣に通知が参り、それから関係人集会が催されます場合には、その期日の通知があるということ、現在はまだ開始決定がない段階でございまして、正式にはまだ法務大臣としては本件の事件は

承知してない段階なのでございます。更生決定がございまして、いよいよ更生計画案が関係人集会に出されるというところになりますれば、法務省は法務省の立場から計画案の内容を検討いたしまして、意見を述べるということになるのでございます。そういうわけでございますので、先ほどの仰せ、非常にごもっともでございまして、私も個人的にはいろいろ考えさせられる点があり、債権者の方々、従業員の方々の立場には非常に同情いたすのでございますが、ただいま申し上げましたように事件が裁判所に係属中でありまして、まだ裁判がない段階におきまして、私もまだ申し上げてこの事件についてとやかく具体的な意見を述べるといふことは、差し控えたいと思ひるのでございます。

○藤田(高)委員 先般の商工委員会の審議を見ましても、民事局長の答弁からは、おそろくいま答弁されておる以上にはどうも御答弁がないと思ひます。私はこれは後ほど先輩ないしは同僚議員からも質問があるかと思ひますので、この件についてはさらに質問はいたしませんけれども、ただ一つお尋ねをしたいのは、この会社更生法の申請をしたという点になれば、いわゆるそれから先の再建の方策ないしはだれが管財人になるかという点については、もちろん裁判所の行為として行なうわけですが、いわゆる会社更生法の申請をしたという段階には、実体論として、実質論としてそれまでの会社の社長あるいは会長というものは、これは辞任をしなくとも私は再建案を提示する権限がないと思ひます。ところが、この会社更生法の申請

を二月二十四日によって、そして三月六日にはその会社は、片や裁判所に会社更生法の申請をしておきながら、片や労働組合に対して再建の方策の主たるものともいふべき解雇通告というものを何百人も出してきておる。こういうやり方は、会社更生法の適用をめぐる問題として違法と断定することはできぬにしても、はなはだしく不当だと思ひますが、その点についての法律的な見解をお尋ねしたいと思ひます。

○平賀政府委員 会社の代表者といひますか、役員権限といふのは、更生手続が開始されまして、管財人が任命されると、管財人に全部移りまして、従来の役員は権限を失うわけでございます。更生手続の開始決定前におきましては、たとえ申し立て後といへども、役員権限といふものはなくなるわけのものではないのでございます。

○藤田(高)委員 私は、これで質問を終わろうと思つたんですが、ああいふ答弁をされるとまた質問せざるを得なくなるのですが、役員としての資格はなくなるかと思ひます。しかしながら、再建期間中会社を代表するものはだれであるかということになれば、社長ではなくて管財人だと思ひます。やはり管財人がその会社を代表するということにならなければ、いろいろな債権債務の契約は管財人でなければ、半ば準禁治産者の申しますか、広義の意味におけるそういう状態に立ち至つておる社長は、第三者を相手として契約を結ぶことはできないというふうな立場からは考えるわけです。そういう立場からいけば、私は法律の実体論として、少なくとも二月の二十四日に会社更生法の申請を裁判所に對

してやったというこの具体的事実からは、会社としては、その解雇を含む再建案についてどうこうするということではなくて、やはり裁判所だったのでは、社長命ないしは会長命で出してくるのではありませんか。そういうふうな形になるのが当然ではないかと思ひます。そういう意味からいって、私はこの実体論として、かかる解雇を含む再建案といふものは法律的に見て不当ではないかということでお尋ねしておるわけです。

○平賀政府委員 私、申し上げておりますのは、会社更生法の解釈として申し上げておるのでございますが、管財人といふのは、裁判所が更生手続開始決定をいたしますと同時に定めるのでございます。それは申し立てと同時に定めるのではないのでございます。したがって、開始決定があるまでは、従来の代表取締役はやはり代表取締役としての権限を持っておるわけでございます。ただ財産上の行為につきましては、事柄によりましてあとで管財人に否認されるということもございまして、代表取締役の権限はやはりあるわけでございます。

○藤田(高)委員 それでは、私、角度を変えて他の部局にお尋ねをいたしたいと思ひますが、今国会におきまして、商工関係の問題として一番多く議論をされたのは、下請代金に対する支払いの問題が非常にやかましく議論されたわけですが、ところが、今回の問題については、先ほど下請会社の代表の方からお話がありましたように、お話をしないような手形決済の状態が発生しておるわけです。私は、この問題は、ひとり会社更生法の適用問

でございますか。

○青木説明員 労働協約につきましても、一般に有効期間の定めのあるものと有効期間の定めのないものとがございます。有効期間の定めのあるものにつきましては、有効期間中に一方的にこれを破棄することはできないことに相なっております。なお期限のない協約の場合でございますと、文書による事前通告によりまして、九十日前の予告をもって一方的に解約ができるというふうに法律的に相なっております。

○藤田(高)委員 大体そういうことを私も知っておりますが、今回の場合はどうですか。

○青木説明員 今回は二十六日に協約が締結されて、翌日会社のほうから破棄手続がなされておるようでありまして、締結後の事情及び会社側の破棄した理由、その他詳細に私どもも了解いたしておりますので、どうこうと具体的にここで申し上げることはできないと思ひますが、いざにいたしましても、協約が有効であるか無効であるか、この破棄通告によって生じたか死んだかというのは、権利義務に関するきわめて重要な問題でございます。結局は裁判所の判断ということに相なるのではないかとこのように考えております。

○藤田(高)委員 何もかも裁判所に持ち込んでしまふのではなしに、会社更生法の適用による範囲についてはどうだということも裁判所でやってもよろしいと、少なくとも労働省だつたら、先ほどあなたも出ておつて委員長が読み上げたのを聞いておるんですから、労働省は労働省としての労働協約に対する見解、解釈くらいは、いまの

ような答弁ではなしに、もっとしっかりしてもらわなければ、労働者の一つのサービス機関といわれておる労働省に對する信頼の問題になりますよ。先ほどの話で言えば、少なくとも社長みずから判をつけておるわけですから、そうすれば組合長と社長名で、それぞの団体を代表する者が署名捺印した以上は、この協定は有効だと思ふなければならぬ。これは常識だと思ふのです。その点についての解釈を念のためにお尋ねしておきたい。

○青木説明員 一般的な解釈は先ほど申し上げましたとおり、有効に成立した労働協約につきましても、有効期間中は事情変更その他の特段の事情がない限りは一方的破棄はできない。したがうに先ほど来申し上げておるわけでございます。今回の具体的な事案につきましても、その特段の事情があつたかどうかという具体的認定の問題でございます。先ほどからずっとここで私をお話を伺つておつたわけでございますが、それだけでもって判断できる性格のものではない。したがって結局は具体的認定の問題にかかつておりまして、そういう具体的事件について、ここでそれが有効である、あるいは無効であるということとは差し控えていただきたい、こういうふうに申し上げたわけであります。

○藤田(高)委員 これも先ほどの法務省民事局長と同じように、これ以上のことはおそろくここで答弁できないであります。また、いわば水かけ論的なものにならうと思ひますが、いま答弁がありましたとおり、こういう

一種の異常な、広義の意味における紛争状態の中で協約というものを取りかましておるわけですから、これは何事も起つていない労働関係の状態とは若干趣を異にしておつたかも知れませんが、これはごく常識的な労働慣行によつて、労働常識によつて解決する以外にないと思ひますので、その点は、一応われわれの見解としては、これはやはり有効だという前提に立ちたいと思つておるわけでありまして、

ただ最後に、前回の商工委員会等の関連において、これまたわが党の松平議員が福田通産大臣に強く要望したことでありますが、今回の東莞の倒産の経緯というものをずっと聞いてまいりますと、これは何と云つても富士電機がこの債権問題にどう取り組むかということが中心にならなければいけません。したがってこれは法律上の問題もさることながら、通産省を中心とする富士電機の債権に對しての働きかけといたしまして、行政指導をどうやるべきかということが再建への一つのかぎであるということも松平議員が言われたと思つておるわけ。そこで具体的な措置として、富士電機に對して、これら小口債権者ないしは下請及び労働者、従業員に對する債務補償の問題で、この債務補償を富士電機として行なうような政治折衝ないしは行政的な折衝を行なうべきである、この点については大急ぎで努力をしてみよう、こういう御答弁があつたというふうに私は理解をしたわけですが、通産省を中心とする政府機関としては、その後富士電機に對して再建のためにどういう政治的な働きかけをやつておるか、この点についてお聞かせを願ひたいと思つて

けです。

○森崎政府委員 前回の商工委員会におきまして松平議員から、そういう問題について検討せよという御発言がございましたが、この問題につきましてはまだ検討中でございます。現在のところお答えいたしかねます。ただ重工業局といたしましては、その問題とは若干別でございますけれども、こういう事態に對処しまして、まず同業者の方々に話を申し上げて、少しでも部品その他の下請の仕事供給することができないかどうか、そういう点につきまして、三月三十日以降に数回にわたりまして各同業者に對して働きかけをしまして、御検討をいましておるという点を申し上げておきたいと思ひます。もう一つは労働問題でございますけれども、労働問題におきまして、もしかかるべきところに転業の希望者があるならば、それに対して十分分あたりの観点から受け入れられるようなことについても協力願ひたい、こういう二点につきましては十分に同業者に協力方を申し上げております。

○藤田(高)委員 最後にお尋ねをいたしたいのですが、この倒産状態を少しでも緩和するように、そして窮状にあえいでおるこれらの関係者の立場を救うための対策、措置というものを早急に講ずべきではないかということに對しては、中野中小企業庁長官は、融資を中心として努力をしたい、先ほどこういう御答弁があつたわけですが、私はものごとを行なうためにはやはり一つの目標を設定して、たとえば今月の二十日だつたら二十日ごろまでを目途として融資面についてはこうやってい

う、あるいはその他の面についてもこうやっていこうという条件が必要になつてくると思つて。

そういう点からいって、中小企業庁長官にお尋ねしたいわけですが、融資を中心とするいろいろな対策を講じていく場合に、大体いつごろを目標にして——もうすでにおそきに失しておるくらいですから、私は即刻やつてもいいと思ふんだけれども、中小企業庁としての、いつごろを目標にして具体的な措置を講じようと思つておるか、この目標についてお聞かせ願ひたいと思ふ。いまの御答弁にあられた方はどうなされたか知りませんが、私の質問したことに對しては何らやらないといふことですね。そういう意味に理解してよろしいかどうか。それで問題は、やはり富士電機がどういふような債務補償をやるかということによつて、たとえばきょうお見えになつておる関係者も、やりくり算盤をして金を借りてもまた事業をやるといふ手もあると思つておる。問題はここまですべての債務を——富士電機に全部抵当権を設定するとか、あるいは製品を富士電機の倉庫にみな納めるとか、こういうことをやつておるわけですから、極端に言えば富士電機としては痛いところはないわけ。ですから、少なくともここで行政的にどういふ手を打つべきかということになれば、松平議員が言つたように、やはり債務補償についての条件を通産省が中心になつて取りつけていく、この努力が生きた中小企業対策ではないかと思ふ。そういう点について、これまた私の質問をそらした形で、こういうことについてはやりましたということじゃ

なしに、富士電機に対する債務補償を取りつけるための努力は具体的に、やっていないならやっていない——努力すると大臣が言っているんだから、大臣が言ったことを皆さんが、部下職員といつては失礼かも知れませんが、やらないという点については、私は職務怠慢だと思ふ。そういう点からいって、一つの目標を設定してそういう努力をやってもらいたいということを強く要望したいわけだ。そういう点についてどういふ目標のもとに努力をなされるか、その方針を具体的に承りたい。

以上をもって私の質問を終わりたいと思います。

○中野政府委員 問題は金融の問題でございまして、いつまでにどうするといふような目標を立てることとはかえって不適切じゃないかというように考えております。実際また、いま要望されておりますようなことに対する回答というものは、私の見通しではこれは非常にくずかしい問題を多く含んでおるといふふうに見えておりますために、私は特に慎重な発言をいたしておることを御了承願いたいと思ひます。

○森崎政府委員 前回大臣がお答え申し上げましたように、十分検討してみたいとお話でございましてので、大臣にも十分御意見を伺ひますので、させていただきますと思ひます。

○藤田(高)委員 これはたいへんしり切れトンボになった形ですけれども、質問を終わるということをお約束しましたから、私は質問いたしません。しかし先輩議員、同僚議員のほうから続いて質問があるかと思ひます。

を表しておきたいと思うのですが、何も申し上げるようには、この種の問題に關連して、通産当局のみならず政府各級機關としては、国民の生活、こういうものに対しては、国政の場を通じて、できるだけ犠牲を少なくしていくんだ、そういう熱意のこもった対策を適切に講じてもらいたいということと同時に、やはり答弁につきましても、お互いがあげ足をとるとか追及するといふ形でなくて、こういう困った事態が起きた場合には、政府機關もわれわれも一体になって、この窮状を救うような姿勢でひとつ答弁してもらいたいし、またそういう姿勢で今後取り組んでもらいたいということを強く要望して、質問を終わりたいと思ひます。

○二階堂委員長 中村重光君。

○中村(重)委員 質問をする前に委員長にお尋ねしますが、この前の委員会で福田通産大臣が出席せられて、質問が終らないうちに福田通産大臣は退席された。大蔵大臣、労働大臣あるいは法務大臣、こうした各大臣の出席を要求したのですが、前回も来ていなかった、きょうもまた出席をしておりません。どういふ事情でこれらの關係大臣は出席をしなかったのか、その点について事情をひとつ明らかにしていただきたいと思います。

○二階堂委員長 お尋ねでございましてが賀屋法務大臣、田中大蔵大臣及び大橋労働大臣に對しまして、本委員会に午後出席方を要求いたしましたのでありますが、御承知のとおり参議院の本会議に出席を要求されておりますし、なお、参議院、衆議院における各担当の委員会の出席が要請されておりましたので、そういう事情等によって出

席されないでおることを御了承願いたいと思ひます。

○中村(重)委員 そうすると、福田通産大臣は何時ごろ出席になりますか。

○二階堂委員長 参議院の本会議終了後、石炭対策特別委員会に出席要請があります。大体三時半ないし四時ごろには出席ができるのではないかと、かように考えております。

○中村(重)委員 それでは、できるだけ早く出席するよう委員長から要請をしていただきたいと思います。

○中村(重)委員 先ほど来参考人の皆さん方に御意見を伺ひました。かつ、また、経済雑誌その他によつて、東京発動機株式会社会の事情を承知いたしておるわけだ。全く不可解きわまる東発の会社更生法適用申請で、それによつて被害をこうむられた關係の皆さま方に対して深くお見舞ひのことばを申し上げたいと思ひます。

先ほどいろいろ参考人の御意見の中にも出てきたのでありますが、私のほうでも、問題がきわめて深刻である、かつまた重大であるといふことでいろいろ調査をいたしておるわけでありまして、念のために、私のほうで調査いたしておりますことについて御承知をいたしますが、それによつて御承知である限りお答えを願ひたいと思ひます。

富士電機の取締役会で経理担当常務が東発の切り離しを提案した。ところが、そのときが新年早々であつたので、新年早々これを断行することとは適当ではない、したがつて二月に持ち越したほうがいいのではないかと、こういうことで、富士電機の方では東発切り離しを二月に持ち越した、こういう

ことが伝えられておるのであります。が、これらの事実について御承知になつていらつしやるかどうか、参考人の皆さん方には私のほうでどなたと指定をいたしませんので、御承知の方がお答えを願ひたいと思ひます。

○前島参考人 この具体的なことについてははわれわれとして聞いておりましたけれども、社内の業務の中で、富士電機としてそういうようなことも行なわれるんじゃないかといふことは、本社關係者においては若干の、確信はないですけれども、危惧として持つておつたといふことはあつたと思ひます。

○中村(重)委員 私がいまお尋ねをしたことは「東洋経済」の中にも明らかに書いてあるであります。それから先ほど参考人の御意見の中にも出てまいりました、金成会長が十日に辞任届けを提出をし、二十日に登記を完了したしておる。これと同時に、二月分の東発に対する手形決済のための融資二億八千万円の打ち切りを行なつた。一月までは若干手形決済のための融資をやつておるようでありまして、二月にはこれを打ち切つた、こういうことが伝えられておるのであります。が、この事實は間違いないかどうか。

○田代参考人 それは間違いないと思ひます。ただつけ加えておきたいと思ひますのは、二月二十二日に約千五百万円の支手決済がありまして、その日に東発側であつて銀行に千五百万円を振り込みまして、不渡りを何とか防いだ事實があります。

○中村(重)委員 先ほど来参考人の御意見の中にも出てまいつたのでありますが、十二月、一月、二月にかけて東

発の集中発注が行なわれた、しかも会社更生法適用申請を出す近くまで、日曜等にも出勤をいたしまして納品の督促を積極的行なつたといふ事實が伝えられておる、このことは間違いないかどうか。

○田野参考人 事實であります。

○中村(重)委員 東発の不動産、板橋志村にあるところの厚生施設、これは抵当権が設定をしていなかった、この東発の資産を富士電機に名義の書きかえをやつておる、しかも富士電機の方から、これは二月十日ごろに名義書きかえをすみやかにやれ、少々違法性があつてもよろしい、こういうことと名義書きかえを督促、厳達をしておるといふ事實が伝えられておる、このことは間違いないかどうか。

○前島参考人 ただいまのこととは二月二十日まででやれといふことで、その他はそのとおりでございまして。

○中村(重)委員 次にお尋ねいたしますが、二月二十二日の日付で富士銀行、協和銀行、三井銀行、三菱銀行へ、これもまた抵当権の設定をしていなかった工場、これをこれらの銀行に共同担保として一億三千万円を設定しておるといふ事實が伝えられておるのであります。が、このことは事實であるのかどうか。しかもまた、この抵当権の設定のための準備は十二月ごろにできておつたのだけれども、これをやらないうちにそのまゝにしておつた。ところがこれを二十四日の直前、いわゆる二十二日に至急に設定をしたといふ事實、このことは間違いないのかどうか。

○田代参考人 二月二十二日に富士銀行二千万円、協和銀行七千万円、三井

銀行二千八百万円、三菱銀行千三百万円、合計一億三千三百万円、間違いなく設定をしております。

○中村(重)委員 東莞の平島社長、この平島社長が支店長会議に出席して、富士電機との関係は従来どおりである、会社は富士電機が再建をするのだから安心をして経営に当たられ、こういうあいさつを支店長会議で送っておる、こういうことが伝えられておるのではありませんが、この点は間違いのないかどうか。これは二十日ごろです。

○角田参考人 そのことは私自体は聞いてはおりませんが、私のほうの副委員長をしており方がよくそのことは確かめておりますので、間違いのないことと思っております。

○中村(重)委員 二月二十四日に会社更生法の適用申請が行なわれた、この申請と同時に、いわゆる保全命令が行なわれておる、この保全命令は裁判所自体で行なうこともあり得るし、申請によって行なうこともあり得るのです、これはどちらから行なわれておるのか、その点御承知であつたらお聞かせを願いたい。

○田代参考人 これは債務者側から申し出ております。

○中村(重)委員 その保全命令の申請をする際に、二月二十八日に手形決済をしなければならぬがある。したがって、二十四日に提出をして、二月二十八日まで保全命令を出してもらいたい、こういうことを裁判所に強く要請をしておるという事実が伝えられております。この間の事情を御承知でしたらお聞かせ願いたい。

○田代参考人 私の聞きましたところでは、三月三十一日に開始決定が出る

見込みのもとで東莞側は事を運んでい

たようです。それは私どもの副委員長

である原さんが東莞の平島社長からじ

かに聞いたことです。

○中村(重)委員 それから二月二十九日に、すでに保全命令が行なわれたあとであります、特にこれは会社更生法が申請をしてあることでございますが、その会社更生法に基づく、会社の財産というものを裁判所の許可なくしてこれを移動することはできない、こういうことになるわけでありまして、ところが某債権者に、二月二十九日に支払いをした事実があると伝えられておる。このことは間違いのないかどうか。

○田代参考人 私の知り得る範囲内ですが、二月の二十七日及び二十九日ですが、二回に分けて現金を払っているというところをつかんでおります。受け取った本人も、場合によっては証人に立つということも、確約は得ております。

○中村(重)委員 私が調査によって知り得ているものも二、三あるわけでありまして、いま一つは、二月の二十八日以降に、岡谷工場というのがありますね、その岡谷工場、現金で外注先に発注しておるという事実が伝えられておる。このことはあなたは御存じでしょうか。

○田代参考人 私が各債権者の統計をとっておりまして、岡谷の約十五メーカが東莞の岡谷工場の資材部のほうからいろいろ仕事を頼まれておりまして、支払い条件は、品物を納入して一週間ないし十日後に現金で支払っている。この事実、私はけさ岡谷工場に電話を入れました、宇都宮資材担当部長から返事も得ました。右のとおり聞

た。間違いありませんということも聞きました。

○中村(重)委員 まだいろいろ参考人にお尋ねしたいことがあります、日原刑事局長おいでですね。——会社更生法五十四条によると、申請後の支払禁止規定というのがあるわけですが、ただいま参考人が私の質問に対して答えた事実、これは法律違反であるというふうに解釈できるわけでありませんが、その点はどうに判断なさいますか。

○平賀政府委員 ただいまお話しした十四条でございますが、いま伺つてみますと、会社更生の申し立ての前後に債務の弁済行為をいたしますとか、あるいは担保権の設定行為というふうなことがあったように伺つたのでござい

ますが、本件の具体的事件がどうなるかはわかりませんが、多くの場合、合意という行為は債権者を許容する行為としていたしまして、更生手続開始決定がございまして否認をされるというケースは多いだろうと思つてござい

ます。○中村(重)委員 こうした法的な問題に對しましては、あとで田中委員から質問することになっておりますから、あらためてまたあとで質問をいたします。

参考人に続いてお尋ねいたしますが、先ほど来いろいろ富士電機と東莞との関係についてのお答えもあつたわけですが、もっと具体的にお尋ねをしてみたいと思つております。

これは計画倒産であるという考え方の上に立つて、しかもまた東莞の株式というものは五二・数%は富士電機が持つてゐる。しかも富士電機の社長が

東莞の会長であり、富士電機の会長が東莞の監査役である。それから十一名の重役中、九名は富士電機から出向しておるという事実、しかも東莞の毎月の経営関係について、手形決済のため資金が必要であれば富士電機がいつこの決済資金を融資をしておる。これらの事実等からいまして、事実上の経営主体は富士電機である。こういう考え方もあつて、富士電機に強く折衝された。無担保債権者の債権の整理の問題あるいは労働組合の皆さん方はこの資金等の問題についていろいろ折衝されたというのを伺つておるの

のでございまして、具体的には富士電機が有する二十三億程度の債権のカットをすべきではないかという折衝しておるようでありまして、それに対して富士電機はどのような反応を示されたのか、それらの点についてお聞かせを願いたいと思つております。

○田代参考人 富士電機は金成社長とも再三折衝しましたが、東莞側が完全な資料を作成しないために、どの程度カットすればいいかわからな

いから御返事はできない、われわれとしても東莞側に早く資料を提出するようにと要望していると、まるで雲をつかむような回答ばかりしか得ていません。

○中村(重)委員 連鎖倒産の状況は、いま大体どういう状況になっておるか、現在どの程度倒産をしておるか、また倒産の危険性がある関連した企業

がどのくらいあるのか、そのことを伺つておきたい。

○田代参考人 私は連絡事務所にいまして、いろいろ調査してみましたけれども、何しろ企業というものは信用と

いうものが大きな財産でございまして、倒産しても、私のところは倒産したとはつきり言うのはなかなかないものでして、電話をしても出てこないとか、名義変更になつてゐるという会社は約五十ばかりありました。それらは私は倒産したのではないかと解釈しています。それから東莞の直の外注とそれからまたその下の外注、これもかなりいろいろ出てきてまして、きょうもおそらく傍聴人の中に、倒産して、それがための債権者が、きょうこの国会まで押しかけてゐるの何人かいると思つております。

○中村(重)委員 会社更生法の適用を希望されるかどうかということについては、いろいろ議論の分かれるところであろうと思つておりますが、そのことはあ

とでお尋ねをすることといたしまして、銀行取引が停止されるという形にもなつてまいりました。あとの取引ということは事実上不可能になる、こういうことになりまして、いろいろ金融機関との折衝というものも行なわれておるのではないかとと思つておりますが、金融機関はこれに対してどのような反応を示しておりますか。手形買い戻し資金を融資してやるといふような態度をとつておるのかどうか。そうではなくて、全然相手にしてくれないというやうな実情にあるのか、そのあたりをひとつお聞かせ願いたい。

○角田参考人 率直に申し上げます。大体私は悲観的ですが、現在の経済を

にまつてゐるのは中小企業かまたは——これは政府がこゝまで育成してきたのか、それとも関係官庁が指導してゐるのか、いろいろあると思つておりますが、た

だ痛切に思うことは、倒れそうな企業には絶対現在の金融機関は貸しません。また私個人としても貸さないのが当然だろうと思いますが、いかにしてもこの金融機関の実態は、東莞で八〇%ひつかかって再起不能になっているところにはおそく貸さないのではなからうかと思ひます。各企業個人個人の信用度において融資はつけられていると思いますが、その点で、小に力のないところへは、六月過ぎ、七月の手のまだ時期のこないものまで一ぺんに買い戻しを要求されているような状態だろうと思ひます。

○中村(重)委員 銀行に対してはいろいろ折衝しておられると思うのですが、それと同時に政府当局に対しては、何とかひとつ金融措置を講じてもらいたいというような陳情であるとか、あるいは国税庁に対しては、税金を納めることはできないのだから、何とかひとつ税金の問題についても特別の措置を講じてもらいたいといったようないろいろな陳情交渉等が行なわれているのではないかと思ひますが、そういうことが行なわれているとしますと、それに対しては通産省あるいは大蔵省あるいは国税庁はどのような態度であつた方に行なわれているのか。もしそういう折衝が行なわれているとすれば、このあたりについてお聞かせ願ひたいと思ひます。

○角田参考人 われわれはただ路頭に迷うだけで、東京労働機無担保債権者協議会としては、各関係官庁にはまだ強力なままとした意見は申し出てありません。ただ通産省の通商局あたりからは、おまえたちはどうしているのか、説明してほしい。私どもの部類は

通産省の鑄造品課ですが、そのほうからは、非常に心配しているから、来て説明してほしい、こういう電話はかかっておりますが、団体としてまとまった意見として答弁するだけのまじりがまだございません。ただ右往左往しているだけで、ただ頼みの綱は、現在のところは、富士電機がいかにかわれわれの債権を肩がわりか何かしてくるのか、または補償してくれるのか、または法務委員会にかけられた上で、通産省、関係官庁の方が親心をもつて何らかの政府機関で——私どもが強く要望したいのは、決して金をくれというのじゃなくて、現在まで終戦後二十年近い間黙々として働いた金は、政府、日本国の発展のために、われわれ中小企業は五八%の税金を支払っております。こんなときこそ何とか、たとえ五年間でもいいから低利で立ち上がる資金を貸していただきたい。決してくれというのじゃないのです。この前も代議士の方に私も私見を申し述べたのですが、人間には現在生命保険がある、自動車傷害保険もある、火災保険もある、海上保険もある。ここに最もいま私が要望したいことは、この間代弁してくれまして通産大臣にも申されたとおり、今後もあることですが、何とかして中小企業を救う道として事業保険のようなもので、各企業は企業の収益に応じて、売り上げに応じて保険金をかける、それによって、またまた下請企業がこういった場合にその保険の力を借りて救われる道があるならば、早急にでもそういう保険制度を設けていただくならば、今後あらゆる企業がこの制度によってどのくらい救われるか。これは今後の見通しです

が、ただ現在はこの国会においてわれわれの訴えを聞いていただきたい、代議士諸公、先生からまた関係官庁のお役人にわれわれの言わんとするところを聞いていただきたい、大いに救っていただきたい、これだけでございます。

○中村(重)委員 それから念のためお尋ねいたしておきますが、東莞の倒産によつて、関連下請企業一千九百九社ともあるいは一千二、三百社あるのじゃないかともいわれるし、あなたのほうでもつかみにくい面もあるのじゃないかと思ひますが、それらの関連下請企業の中にはいわゆる全面的に東莞に依存をしておる下請企業もありましようし、あるいは五〇%程度依存をしておるという企業もあるのではないかと思ひますが、大体そのあたりがわかりでございしたら、詳しくは要りませんから、大体の状況をひとつお知らせ願ひたい。

○田代参考人 きょう資料をまとめたのですが、今回の無担保債権者の、資本金一千万円以下の債権者の中に、依存率五〇%以上というのは約三七%で、それから五〇%以下一〇%というのがほとんどです。一〇%以下というのはもうほとんどゼロに近いものでして、一番多いのは一〇%から五〇%、次に多いのが六〇%から八〇%でございします。数は、ちょっと私まだ全社を調べておりませんから、約二百五十社ばかり調べた範囲内ではそういう数字が出ました。

○中村(重)委員 参考人に対しましては大体お尋ねしたのですが、あとでまたお尋ねすることがあるかもしれせん。そこで法務省の見解を伺つてもいいのでありますけれども、行政庁である通産省にお尋ねをしてみたいと思ひます。この会社更生法の適用、これはまあ裁判所が決定をするわけでありませうけれども、その更生開始が行なわれるという場合においては意見を申し述べるといふ道があるわけですか。いままでも会社更生法の適用申請が行なわれ、大体において更生開始というものが比率としては非常に多い、こう思うのであります。この件についてはあなたのほうもいろいろと調査をしておられるということであると、大体の見通しが立つておるのではないかと思ひますが、あなたのほうの見通しとしてはどうですか。

○森崎政府委員 御質問の趣旨をこういふふうに理解したのでありますが、過去においてそういうこともあったかどうか、それからまた本件についてそういう意見を申し述べるつもりがあるかどうか、この二点ということでお答え申し上げたいと思ひます。

過去におきましては、現在通産省全体の所管の作業につきましては、ちよつと資料を持ち合わせておりませんが、重工業関係の資料に従いますと、いろいろ連絡がありましたけれども、いままでのところは意見を申し述べておりません。本件につきましては、現在更生手続開始の申し立てにつきましては、通知はまだまいっておりませんが、おそれるうちに通知がまいるかと思ひます。私どもは、先ほどから企業庁長官が申し述べましたように、この問題につきましても通産省の立場からいろいろと検討いたしておりますので、その通知に對しまして意見を述べることがどうかということにつきましては、十分調査の上、その結果に応じて必要によつては意見を申し述べるといふ考え方でございします。

○中村(重)委員 そうすると、更正開始の認可の判断というものは、どういうことを根拠にして行なわれるわけですか。

○平賀政府委員 私のほうからお答え申し上げます。会社更生法の規定によりますと、会社の事業の継続が著しく困難となる、そういう状態を惹起しないうちは債務の弁済ができないという事情にあれば、会社更生の申し立てができることになっておりました、そういう更生手続開始の原因があるかどうか。それからさらに、先ほどもちよつと一言申し上げましたが、会社更生法の第三十八条におきまして、更生の見込みがあるかどうか、その他いろいろの要件が掲げられておりますが、そういう要件が備わつてないということになれば開始決定があるわけではございません。法律では非常に抽象的に定まっておりますが、これは裁判所は具体的に事実を審理いたしまして、この法律の要件に照らして開始決定をするかどうかを判断することになるわけではございます。

○中村(重)委員 会社更生法を適用する場合、五〇%程度のいわゆる債務の支払いが可能であるということが認可の条件となつておる、しかもその支払いは一時弁済でなくて月賦償還というのか、一時で払わなくてもよろしいのか、こういうことになつておるといふことがいわれておるのであります、その点はどうなんですか。

○平賀政府委員 現在の債務の約五〇%程度が弁済できるかどうか、資産の

状況によりまして債務弁償の可能性がどの程度あるかということ、更生の見込みを判断する上におきまして非常に重要な事項だろと思うのでありますけれども、五〇％という基準を具体的に裁判所が一応の目安としてされておるかどうかは存存しないのでありますけれども、これは現在の会社の資産の状況、それから事業は一応継続するわけでございますので、今後の事業継続による収益の見込み、そういうものすべてを総合的に判断しまして、更生の見込みがあるかどうかということになりますと思うのであります。でありますから、必ずしも五〇％以上なければだめだということにはならぬかと思ひます。

○中村(重)委員 この会社更生法の適用を決定する場合、その会社自体の再建ということが重点になるのか、この会社の倒産によってたぐひの債権者が、むしろ倒産をして整理をする、財産処分をして直ちに財産の範囲内において弁済をするということのほうが実際は債権者にとって有利である——そうじゃなくて、やはり再建をして、一時弁済をしなくとも、それを毎月支払いをやっていく、こういうようなこと等、この会社自体の再建、そこに重点を置くか、あるいは債権者はどちらのほうを希望するであろうか、そこに重点を置くのか、そこらあたりはどちらに比重というものはかかってまいりますか。

○平賀政府委員 その点も、必ずしも抽象的には私申し上げられないと思うのでございます。債権者の保護ということとを他方と考えると同時に、企業の継続ということもやはり同様に考慮し

なくてはならない。企業が継続しないということになりますと、多くの場合破産を申し込まれる場合もありましよう。企業で雇用しておりますところの従業員がたゞどこに職を失うという関係もございまして、やはりどちらがより重いということはいちがい言えないのではないかと思うのでございします。

○中村(重)委員 実際問題として私はお尋ねをするのですが、債権者の場合、特に力の弱い債権者というものは、五〇％を分割払いで五年も十年もかかってもらいよりも、三分の一でも一時弁済で即時支払いをしてもらったほうがよろしい、こういうように、その債権者の力の強弱によって事情はやはり変わってくるであろう、こう思う。当然私は裁判所の見解は理解として、行政当局の場合にはこれらの点についていづれが好ましいのか、こういうことが、更生開始の際に意見を申し述べるというような場合に、そのことが幾つも例が出てくるのでありますから、当然その後の意見としてでもどういふことが望ましかった、あるいは望ましい、こういうことをいわれる意見として申し述べる必要があるのではなから、いままでの行政当局がとってきた態度はどちらに比重を置いて考えてきたのか、その点をひとつ伺つてみたいと思ひます。

○森崎政府委員 いままでの例から申し上げますと、更生手続開始の申し立てにつきましても、通知を受けまして、それに対する意見を申し述べたこと、例はございせん。今回につきましても、更生手続開始の申し立ての連絡あるいは将来もしこれが開始が行なわれ

まして、更生計画案に対する意見の要求、こういうものがまゐりました場合にも、現在どういふ角度からこの問題について意見を申し述べる必要があるかどうか、あるいは意見を申し述べないで——従来の例に従つて、もう少しわれわれとしまして実態を十分に調査させていたゞきまして、それから検討させていたゞきたいと思ひます。

○中村(重)委員 率直に申して、あなたの方の態度はきわめて無関心である、かつ不誠意であると思ひます。戦後最大の倒産が続出して、しかも今回のような悪質の倒産、これは特別に心を払いにならないならならぬ、私は思ふ。あなた方は先ほど来いろいろ御答弁があつた、調査をしたとおつしやう。しかしその調査はこの東莞の倒産によつて、中小企業はどういう状態に追い込まれるであろうか、これを何とかしなくちゃならぬというための調査ではない。この事件が国会に取り上げられた、委員会においてどういふ質問をされるであろうか、これに對してどういふ答弁をしたらよろしいのであらうか、委員会対策としてあなた方は調査をされた。少なくとも中小企業は困つておるから、窮乏の中からこれを救つていかなければならぬ、この考え方の上に立つならば、私はもう少しはっきりした誠意のある答弁があつてしかるべしと思ひます。いまでも幾つものいわゆる会社更生決定が行なわれた中に、その決定に対して、その是非について、あなた方はこれは好ましかつたか好ましくなかつたか、いろいろ意見というものがあつてしかるべし、またなければならぬ、それが通産省の態度でなければならぬと私は思ふ。

なつとらぬじゃないか、あなたの方の態度は。今回のこの事件に對しても、これは裁判所が決定をして更生開始が行なわれたあとにおいて意見を求められるのだから、それが法律のたまえなんだから、そういうような態度で終始するということとは間違ひだと思ひます。どんどんと倒産は続出してまいります。大きな社会問題としてこれは発展をしていく。そういうことに対する態度というものは当然あつてしかるべし。重工業局にしても中小企業庁にしても、こういうことが好ましいであらうかとないか、私は意思統一というものがなければならぬと思ふ。そういうことについて遺憾なくやつたということの答弁ができますか、どうです。

○中野政府委員 本件につきましては、通産省といたしまして、非常に大きな問題であり、また関係する範囲も広い、問題も深刻であるということでは十分認識をいたしておるつもりでございます。先般来、中小企業庁、重工業局、寄り寄り方針等につきまして、また実態を把握するための調査等はやつております。また、これは主として東京都の通産局の管内のことでございまして、十分実態を把握し、また役所側としてできますことは迅速果敢にやるように指示をいたしております。ただ、先ほど来申し上げておりますように、差しあたりの皆さま方の強い御要望であります政府からの緊急特別融資ということにつきましては、問題が問題であるだけに、先生方も十分御承知のように、これは処理が簡単なる問題ではないということで、苦慮しておるということは、先ほど来申し上げ

たとおりでございまして、それ以外につきましては、われわれとしてできますことがありますれば誠意を持って処理してまいりたいというふうと考えております。

○中村(重)委員 それほどあなたの方で調査をしておるならば、今回の東莞の倒産は計画倒産の疑いが濃厚であるというふうな判断をしておりますか、どうですか。

○中野政府委員 この問題につきましては、問題が非常に微妙でありますので、私は、いまこの席で意見を申し述べることを差し控えたいと思ひます。

○中村(重)委員 微妙であるから意見を申し述べることを差し控える、それはここで、あなたも計画倒産であるというようにたとへ思つておつても、それは言えない。それを私が強くあなたに迫ることも常識的ではない。したがつて、私はいまのあなたの答弁に對して、これ以上は追及はいたしません。だがしかし、役所ですることがあるならばやらなければならぬ、徹速果敢にやらなければならぬ、そういうこととて取り組んでおる、こう言われたんだけれども、もう相当な期間がたつてゐる。二月の二十四日会社更生法の適用申請をやつてゐる。もういま四月に入つてきてゐる。しかもこのことは、「東洋経済」であるとかその他の週刊誌あるいは新聞等々に、大きな社会問題として報道されてきた。また、あなたの方には相当な陳情等も行なわれてきてゐる。しかも、いまあなたが言われた、微妙な問題であるからこの際ここで意見を申し述べることは差し控えるというあなたの気持ちの中には、きわめて東莞の倒産というものは問題が

ある。しかも、問題があるだけでなくて、関連下請企業は一千九十九社に上っており、東莞の従業員は八百名首切りという状態にある。関連下請関係の従業員にしても相当な数に上っておりでありまして、家族等関係者は四万人といわれてきている。そういうようなことであるならば、敏速果敢に、役所のやるべきことがあればやらなければならぬ、こうおっしゃるが、やることはありである。具体的にこういふこともしくはなくちゃならぬ、ああいうような構想があるのほうには当然なくてはならぬ。そして、そのことはどんどん進められておられなければならぬ。しかし、先ほど来、質問に對するあなたの答弁も、何もあなたのほうでは具体的な対策というものがあつたには受け取れない。われわれはそれでは満足できないし、また関連の下請企業は立ち上がることはできないのだから、もっと具体的な対策というものをここで示し願いたいと思う。いろいろあるはずだ。私がいま、こういうことはどうだと、あなたの答弁いかんによつては具体的な問題として提起をし、あなたの意見を聞きたいと思うのですけれども、あなたとしていま考えていることをここで明らかにしていただきたい。

○中野政府委員 われわれのほうで考へておりますことは、先ほど来申し上げておりますように、健全な関連企業というものが今度の事件でもって連鎖反動的に倒産に追い込まれるというやうなことは、これは避けるべきである。これは今度の東莞の問題だけでなく、政府全体の方針としてそういう

ことはきまつておりますし、また大蔵省からは嚴重な通達が各金融機関にもまいつておるわけでありまして、また今度の事件につきましても、われわれとしては一般の金融機関が——先ほど参考人の方が金融機関の態度等に触れられましたが、なるほど金融機関は、今後再建の見込みのないものには貸さないというやうな態度で、いろいろむずかしい問題があると思ひます。政府全体の方針としてこういう方針をとつておりますので、私としてはさつそく大蔵省に對しては、今度の事件によつて、健全な企業が十分再建できるように、金融面については十分めんどうを見てもらいたいというところは申し入れをいたしております。

また、先ほど来、小口の債権者に対する措置を何か特別にやつたらいひではないか、これもわれわれとしては考へておりました、私も研究いたしました。ただ、これはいろいろとむずかしい問題がございまして、特にこれは、裁判所のことをあまり言うともた

先生からおしかりを受けますので、言いたくないのですが、實際問題として、裁判所に更生開始の手續の申請をいたしております、しかも資産は凍結命令が出ておるということございします。で、どういふふうにしたらいひか、私もまだいい知恵はございせんが、できればそういう小口の多数の債権者等については、何らか特別の措置を関係者で講じていくことはできないかというこも考へております。ただし、これはいま言つたやうな裁判にまつておるといふやうな問題もございまして、債権者の保護というこもについて、別に会社更生法等で相當嚴重な規定があるわけでありまして、その点については、いますぐこで、こうしたらいいと私が考へておるといふことは申し上げかねます。

○中村(重)委員 先ほど私が言つたやうに、中野さん、あなたもお聞きのとおり、ともかく東莞の切り離しを決定をして、金成会長は辞表を出してやめてしまつた。そして富士に火の粉の飛んでこないやうに予防線を張つて、そして一千八百台というオートバイは持ち出してしまつた。それから、抵当権を設定してないところの東莞の財産は、無理に名義書きかえをやるとか、金融機関に對して共同担保で抵当権を設定するとか、自分たちだけは一つも損をせぬやうにやつてゐる。そして下請企業あるいは労働者は死んでもよ

ろしいというやうな、勝手きままる、天人ともに許せないやり方をやつてゐる。この富士電機のとつた態度というものは、當然社会的責任というものは追及されなければならぬし、それだけではなくて、富士電機が東莞に持つてゐる債権、二十三億と伝えられておるんだけれども、いま下請の人たちあるいは労働者の人たちが交渉しておるやうに、その債権をカットしろ、あるいはまた富士が保証をして手形の決済期限が来たものについてはこれを延期するなり、あるいは肩がわりをするなり、そういうやり方をやるべきであるといつたやうないろいろなあつておるといふ、調停の道もあると思う。しかも抵当権をどきどきに設定をしたこれらの関係の銀行に對しては、その下請に對して融資の道を講じてやるやうに、あなたのほうで指導する道もあると私は考へる。中小企業庁としては当然下請代金支払遅延等防止法の観点からいつても、あるいは通産省設置法からいつても、あなたのほうの責任というものはあるはずだから、指導しなければならぬ。あなたのほうの立場もあるんだから、指導するといふことは、そういう関係の気の毒な関連下請企業の人たちやあるいは労働者を救つていかなければならぬという精神がここにあるんだから、そういうきめのこまかい施策というものを講じていかなければならぬと思う。いまあなたは、いまのところ持ち合わせはないんだという率直な答弁をされたので、私はあまりあなたを追及したくはないんだけれども、それではどうにもならないんだ。関係者の人たちは次から次へと倒産をしていく。一家心中という状態に

なるかもしれない。先ほど、せっかく大学入試に合格はしたんだけれども、金がないために進学をすることができなかったという、実に気の毒な状態も参考人の中から明らかにされた。一カ月有余の今日、いまあなたの答弁、それから重工業局長の誠意のない先ほどの答弁、取り組み方、私はこれではならぬと思うのだ。もっと具体的な取り組みをしなくちゃならぬ。いま私がいろいろと具体的な一つの解決策というものを出したんだが、これらの点についてはどうお考へになりますか。

○中野政府委員 取り組み方は是非の点につきましては、私も非常に真剣に誠意を持つて從來も当たつてきておりますし、今後同じ態度でまいりたいといふやうに考へております。ただ、具体的にいま先生が御指摘になつたやうな点につきましては、それぞれ非常に問題点が多いことは先生も御承知のとおりでございます。しかし、そういう具体的な措置についても一歩さらに突っ込んできめこまかくやるべきであるといふお考へには私も賛成でございますので、その趣旨に従つて私としては努力をしてまいりたいといふやうに考へます。

○中村(重)委員 やるべきであるとは思ひのだけれどもと言つても、やらなくちゃどうにもならないんだから、きょうまでやつていないんだから、あすからどういふ態度で取り組みますか。通産省にも大蔵省にも、この際あなたの方の決意のほどを伺つておきたい。

○中野政府委員 真剣に問題解決に取り組む所存でございます。

○中村(重)委員 国税庁長官お見えですか。

○二階堂委員長 大蔵省から吉岡理財局長、高橋銀行局長、木村国税庁長官が出席になっておられます。

○中村(重)委員 長官には先日の委員会においでいただいた、ブライペーにも私はいろいろ事情を御説明申し上げたし、またいま参考人の意見であるとか、あるいは質疑応答の中でいろいろ認識を新たにされた点もあるんじゃないかと思えます。いま倒産続出の中において、あなたの名前でもって通達を出しになった。一種の倒産対策というものを講じていらっしゃると思うのですが、その具体的な問題に対してはどのような態度でお取り組みになられるか、ひとつ伺っておきたいと思えます。

○木村(秀)政府委員 今度の東莞の問題以前に、ことしの二月の十九日に、一般的な中小企業の納税に関連をいたしまして、納税の猶予、あるいは徴収の猶予、あるいは還付の促進、こういうような点についての通達を出しております。なお、三月の十六日には一歩突っ込んでこれらの問題について再度通達を出しておりますが、今回の東莞の問題に関連いたしましたのは、私は、この二つの前に出しました通達で十分税の面はやっていくというのを確信いたしております。具体的に申し上げますと、更生手続の開始が決定をされました場合には、その債権の二分の一が回収困難であるという処理が下請の会社等においてなされま

す。限度までこれを損金として認め、こういうことになると思えます。

それから、このような場合におきましては、原則として当然やむを得ない場合には二年間の納税の猶予が認められるわけでございまして、この間の延滞税は原則として免除される、こういうことに相なっております。それで東京発動機の場合には特に板橋地区に下請の会社が多いということでございまして、四月の二日に板橋の税務署におきまして説明会を開いております。今後こういう面について納税者の方のいろいろな便宜等を考えまして、必要があれば税務署において説明会を開いていくということも考えられると思えます。

○中村(重)委員 東莞が倒産になったという場合は、債権の確保ができない場合は当然これは損金として取り扱われる。ところが、会社更生法が適用されてこれが再建されたということになってくると、当然その債権は生きてくるということになる。そうすると、金は支払ってもらえない、税金は、これは当然債権は生きてくるのだから何らかの形で支払いをしていかなければならぬ負担ということになる。これらのこういうケースに対してはどういう態度で取り組まれますか。

○木村(秀)政府委員 それはそうなりませんが、いまのように、東莞に対する債権が回収不能になった、一方会社の更生手続が開始されたという場合におきましては、先ほども申し上げましたように、回収不能の債権の半分につきましては税務署長の認定をもって損金に落とせるわけでございます。そ

れから二分の一をこえております場合は、これは国税長官が認定をいたしました限度まで損金として落とせるわけでございまして。

○中村(重)委員 先ほどの答えは声が低くて聞き取れなかった点もあるのですが、いずれにしても、そういういまいまお答えのような措置というのはあるわけですね。隔靴掻痒というのか、事実上いま税金を納めなければならぬといったような、直接その東莞の損金というふうな点に対する措置はいまお答えのような点があるわけですが、だに依存をされているのではない、ほかの親企業の下請もやっているのだ、そのほかの収入もある、こういうようなことから一つ利益というものが認められて、税金を納めなくちゃならぬ形になるわけですね。ところが、非常に力の強い、資本蓄積のあるところの企業であり、またそういふ企業のために東莞の債権が確保されない、そのためにこうむる打撃というものはきわめて大きいわけですね。ですから、現実の場合に、いまあなたが答えになつたような形では非常に実情にそぐわないというふうな点がいろいろ出てくる面があるのではないかと思う。ですから、できるだけ所得税法あるいは法人税法というものを拡大解釈をしてや、実際にその企業の再建をしてや、こういう取り組みをしていただかなければ、それは事実上税金の面からでも参ってしまうのではないかと思えます。ですから、それらの点に対してはもう少しきめのこまかい取り組みをする意思があらわれるかどうか、まずそ

の点をひとつ伺っておきたいと思えます。

○木村(秀)政府委員 ほかの取引先が健全でございしても、こういうふうにはつきり東莞のような状態になつて、そこに対する債権がございします場合には、ただいま私が御説明申し上げましたとおり、これをやはり損金として認めるはでございまして、しかしながら一般的に申しまして、やはりできるだけ納税者のほうから税務署のほうによく御相談をいただいて、税務署のほうとしては真剣に御相談に乗る、こういう心がまえでおります。税務署のほうではもちろんわれわれの指示どおり動くはずでございしますが、これは何かふに落ちぬという面がございまして、われわれのほうでよく監督をいたしまして、そういうことではないと思えます。すけれども、十分御納得のいくような方途を講じたいと思えます。

○中村(重)委員 通産大臣がお見えになりましたし、高橋銀行局長も見えられたようであり、私の大体の持ち時間の四時半がきてしまつて、あとまた同僚議員がたくさん控えておりますからこれで終わりたいと思ひますが、最後に銀行局長にお尋ねいたします。

先ほど、おそくおいでになつたので私の質問をお聞きにならなかつたわけなんですけれども、全く深刻な状態にあるわけですね。そこで、いままで倒産対策として買いオペであるとか、財投であるとか、相当いろいろな措置をおとりになつた。ところが今回東莞倒産によつての関連下請は、三十億という実に膨大な債権額になつていて、しかも大企業は自分だけがいいことをやっ

て、下請の企業は倒れてよろしいというふうな冷酷無情なやり方をやっております。倒産ということになると銀行もなかなか相手になつてくれない、こういうようなことであります。けれども、どさくさまぎれに、四つの大銀行は東莞が持つておいた財産に追加抵当権を設定するといふいろいろなことを実はやっております。ですから、この手形期限が到来したものに對して特別にそうした金融機関に対する指導をするとか、あるいは政府関係の金融機関に對して特別の措置を講ずるといったようなきめこまかい対策を講じていただかなければ、どんどん倒産は続出してくるのではないか。この問題についてはあなたのほうも相当関心を持っていらつしやると思うので、まず具体的な構想があらましたらお聞かせを願ひたい。

○高橋(俊)政府委員 一般的に連鎖倒産をできるだけ避けるように金融機関は配慮すべきであるという指導を行なつてまいりましたが、今回のケースにつきましては、主たる銀行というものは、あまり大きな貸し出しはないので、わりに分散しておりますが、そのうちの一番主と目されておる関係銀行を通じて、その連鎖倒産の状況はどうか、あるかないか、そういう見込みはどうかという点について相当突っ込んだ調査をされております。いままでのところでは、本人が一応健全経営を行なつていながら手形の不渡り等によつて倒産することのないようにという点は相当よく守られておるようには私に観察しております。と申しますのは、これは現在までの銀行筋の調査でございしますが、その

下請あるいは関連会社は、数から申しますと非常に多いわけでありまして、比較的まとまった金額の会社は百三十数社でありまして、小口の零細な手形関係者、売り掛け債権があるとかいうようなものは千四百以上というように分散され、危険が相当広範囲に分散されておるといふこともございまして、銀行側としては、どうしても融資を打ち切らなければならぬという相手先はわりあい少ないのではないかと。その銀行の調べであります。いままでのところでは二社取引停止になった。これはもとと企業の経営内容が相当よくないところに不渡りを受けることになったわけですが、そういうことで倒れたものである。今後の分としては、関係会社千数百の中で数社程度あるいは出るかもしれない。まだ出てはおりませんが、その数社は、東莞に對する依存度が八〇％ないし一〇〇％というふうに、ほとんど東莞一辺倒というふうな状態にあるところがあふないかもしれない。つまり東莞がほとんど動かなくなると自分の売り先がないというものであります。五〇％程度の依存度があったものでも救えるものが多い、救済し得るもののはが圧倒的に多いのではないかと。いふことでやっております、私どものほうも、できるだけそういう方向で倒産を少なくする、最小限度にとどめる——ほんとうに数社でおさまるといふのは最小限度のことだと思ひますが、その程度で済ませたいといふことで強力に指導をしております。

○中村(重)委員 倒産をできるだけ最小限度に食い止めるように強力に指導するといふことは、金融機関に對する

指導といふことになるわけでありまして。そのことは了解できるのだけれども、どうもあなたのほうの銀行局を通じての調査と事実とはだいぶ食い違つておると思ふ。参考人が先ほど来いろいろ意見を述べられ、また私もいろいろの方法をもつて党の中に倒産対策特別委員会をつくらせて、それを通じて調査しております、そういうことではございません。銀行も相手になつてくれないうふうな倒産が続出しておるといふような状況にあります。もつときめこまかく調査を実施され、金融機関に對する指導——富士電機そのものには、産業資本でありますからあなたのほうの監督はないわけでありまして、そのバックには富士銀行もあるわけでありまして。さらにまた政府関係金融機関に對する財投とか、その他のいろいろの措置をとられ、特にこの倒産の下請企業に對しては特別の取り扱いをするように御指導していただきたいといふことをひとつ強く要請いたしまして、時間の関係がありますから私の質問は終わります。

○二階堂委員長 田中武夫君。

○田中(武)委員 大臣はおかれて参られたので、参考人の意見あるいは各委員からの参考人に対する質問、こういうものはお聞きになつていないのです、が、私はむしろ大臣に結論からまずお伺ひしてみたいと思ひます。

先ほど来の参考人あるいは関係政府委員の意見なり答弁を聞いておりますと、結局はすべて裁判所であつて片づかないといふことになるわけですが、会社更生手続の問題がこれ裁判所、それに對していわゆる詐欺罪を構成するかどうか、そういう事実があつたかな

かつたかといふことを、いろいろ角度を変えて質疑応答がありました。かりにそれが成立したとしてもこれ裁判所、さらに二十四日に会社更生手続をやつて、あとで二十六日に労働協約を結んでおる。その労働協約を翌日直ちに会社側が破棄しておる。それがたして有効なのか無効なのか、あるいはそれに関係が出てくるわけですが、解雇が不当なのかそうでないのかといふようなことは、結局はすべてが裁判所に持ち込まないと解決しないといふのがいままでの議論の結果なんです。

そこで大臣に腹をお伺ひしたいのですが、この問題を最終的に法律の第何条によつてあくまでも討論を続け、最終的に裁判所において解決する、そういう道を選ばれるかどうか、私は、行政監督下といひましては、そういう道は下の下ではなからうかと思ひます。先日の松平発言にもありました

が、ここで私は通産大臣だけではどうも十分でないと思はれるので、実は大蔵大臣にも同じことを申したいと思ひますが、大蔵大臣はいないの——銀行局長しかいないのです、次官も来ていないですね。そこで通産、大蔵両省からひとつ高度な行政指導によるといひますか、私は政治的解決というよりなことはきらいなんです、しかし高度な行政指導によつて解決に努力する熱意があるのかないのか、これをひとつ通産大臣だけでなく、大蔵大臣にも聞きたいのですが、大蔵大臣はいないので、銀行局長代理してひとつ答えてもらいたい、そこでそういふ下下の措置をとつても裁判所にすべ

てをゆだねて解決するといふならば、その方向で質問いたします。しかしそ

ういふことは指導行政としては下の下であるから、すべて裁判所の解決を待つのでなくて、何らか行政的な指導あるいは努力等によつて、裁判というよりなことでなく努力したいといふことがあるならば、私はその方向に向かつて質問を続けたいと思ひますので、まず腹を伺ひたい。これは労働省にしても、すべて争つた結果は、ここで議論をいたしまして、最後はやはり裁判所といふことになるかと思ひます。だからそういう下の下の措置をお互いにとらうとしておられるのか。そうでなくて、高度な行政指導によつて解決をはかりたい、そういうふうに考えておりますか。通産、大蔵、労働の各責任者——いふまでも大蔵省は局長ですが、ひとつ腹を聞きたいと思ひます。

○福田(一)國務大臣 先般の委員会において松平先生からも、ただいま田中委員が発言をされたような趣旨の御発言があつたわけでありまして。そこでこの問題を私たちがいわゆる行政の面から見てどういふふうな判断をしたらいいか、また対策をどう考えたらいいか、こういう立場で問題を見てみたいと思ひます。要は親会社が破産をして、そのために不渡りの手形が出る結果になる、またすでに出したものもあるといふことでございしますが、この種の不渡りのものが出たときに、これを救済するような特別の法律が現に存してればこれは問題はないわけですが、ところがいまのところこの種の問題を解決するような法律は現実にないわけでありまして。もしこれを法律で

いっていいれば、ただいま田中委員が言われたように、裁判所の問題に結局は

いくわけでありまして。私たちは行政官であります、行政官といふものは、国民からどういふ権限を与えられているかといへば、これはあなたに申し上げるまでもないことですが、せつかくここにたくさんのお方がおいでになるので、わざと私はこういうことを申し上げるのでありますから、お許しを願ひたいと思ひますけれども、行政官といふものであることは、ほんとうを言ふと法律に基づいてしなければならぬことだけれども、これを義務としてやらなければならぬ。あとは指導行政といふものがあるだけであります。

指導行政といふものは、これは指導はできるかもしれないけれども、強制はできません。強制したら、これは違法になります。またほかの人の権利を侵すことになる。いま非常に困つておられる人たちが救済するためにほかの人の権利を侵すといふことが許されるか。

なかなかそれは法治国では許されないことは、あなたもよくおわかりと思ひます。しかし非常にいまお困りであつて、そういうふうないわゆる連鎖反応的な倒産が起きているといふような場合においては、できるだけこれを食い止めるといふことは政府の方針である。これはしばしば大蔵大臣も申し上げておられますし、私たちも申しておる。そこでそういう意味でできるだけ指導をし、またわれわれとしても努力するといふことはまず第一に考えられるところでありまして、それについては、先ほど銀行局長からすでにここで発言をされたわけでありまして。そこで今度は

そういうことでなしに、この間松平委員が言われたように、富士電機といふものがこれに關係をしておつたのだ

から、何らかのここに責任を——何かそこに関係ができて、そしてこれの処理ができるかどうか、こういうことになるわけでありませう。これは私は、その富士電機機の責任者が自分のところの株主に対してどれだけの責任を感じつつも、自己の責任においてやらなければならぬという気持ちになるかどうか、こういうところから帰着すると思う。それをしなければあなたはいけなからぬと言ってみても、これまたどうにも法律的根拠はないことは、あなたも御承知のとおり。しかしそこにいわゆる道義というものがあつてしかるべきではないかというお考えであれば、これは私もそういうことは考えるところでありませう。それじゃ、ああいう発言があつたからどうしておるか、こういうことでございませうが、これは微妙な問題でありまして、これ以上申し上げることは私は差し控えていたいただきたいと思ふ。ただああいうような何かできる方法はないかどうかということについては、政府といひ、またこれは社会党もお考えになつておると思ふが、自民党のほうも、また民主社会党でも非常に重大な問題としてみんなが考へて、何かしたいという気持ちで対策を考へておるわけであらうと思ふ。私は、こういう点から考へてみて、私のできる範囲内においてはこの際善処をいたしたい、かように申し上げる。ただし具体的にいまここで何をし、何をしないかということをお仰せになつても、いまここで申し上げることは非常に困難であらうと思つております。

指導を行なつてゐるか。先ほど申し上げたとおりでございませう。一般的にこれからの比較的中規模程度あるいはそれ以上の会社が倒産あるいはそれに近いような状態になることが予想されるわけであらう。しかし何と申しましても、いわゆる罪も何もない者が相手を信じて手形取引をしておつたのが不渡りされる、その結果自分も銀行取引を停止されるというふうな状態になることは、社会正義の上から見しても好ましいことではございませう。できるだけそういう事態を発生させないよう、従来以上に金融機関に対してその趣旨をよくのみ込んでいたいただきまして、今後ともどうにもならない、つまり本人自身が——これは従来もそういう例はございませう。その下請なり何なりの企業内容自身が累積赤字をかかえておる、そうして本来そうであるけれども風が吹けば倒れてしまふような状態になつておつたところ、やむを得ない場合がございませう。そうでなく、その件だけで済まずにうふうふなことは、ほとんど絶対に避けるというふうな覚悟で指導を強化してまいりたいと思ふ。

あとに起こりますのが、失業された方々、離職された方々の処理でございませう。これらの問題につきましては、現在直ちに裁判所あるいは労働関係の第三者機関に持ち込まれた問題はございませう。これは御承知のとおりでございませう。しかしそこまで持ち込むことは労働行政上好ましいことであるとは思ひませんので、関係機関を督促いたしまして、事前に円満に解決するような方向に努力をいたしたいと思つております。

○田中(武)委員 先ほどの大臣の御答弁です。これは行政官は法律に使用されたいか、法律を適用すべきだと思ふ。したがつて、たとえば通産省段階だけではできなくとも、大蔵省と通産省が力を合はすことによつて可能なものもあるかと私は思ひます。ことにいま大臣が言われた、あくまでも行政官として、行政を行なう者としての立場ばかりをやつておると、私はそこに政治はないと思ひます。ここでいふさら池田内閣の経済政策を引っぱり出さうとは思ひません。しかし、たまたまこの東発事件が新聞に出ました。そうすると、それ以外のやはり倒産した関連中小企業からたたくさんの事情なり要望書が私の手元に來ております。いわゆる関連倒産というものは一つの大きな問題になつております。そうするならば、関係懇談会なり閣議にでも持ち出して法以外の処置もとれるのじゃないかというように私は思ふのですが、そこまで持ち出してやろうという決意はございませうか。

○福田(一)国務大臣 私が先ほど申し上げたのは、法律というものが無いのに、法律外のことをすることは非常に困難であるということをおつたのであります。しかしそれだからといって、政治的な問題を何も考えないわけじゃない、何らか考へてみたいとは思ひますが、なかなかいまここで明言することはできないということをおし上げておるわけでありませう。

そこで、この問題について、たとえばいまあなたのおっしゃつたような連鎖反的の起る不渡り問題を処理するということをおつたときに、それには必ず金の問題が出てくるわけであらう。それはまた東発の問題だけを取り上げるといふことはできません。全国の場合に連鎖反的の倒産が起る場合にとりうべき措置をどうするか、それはもう皆さんも御承知のとおりです。法律は公平でなければいけませんから、だれに對してもそうあるべきであらう。問題があるし、そこに財源の問題もあるし、そういうことをするのたらいひやないか、仕事をすべきだ、国の責任に全部これを帰していけばいい、私には一つの議論であると思ふけれども、そういう措置をどういうふうにして考へるか、どういうふうな方法があるかということも考へながら、先ほど答弁を申し上げたわけであらう。何らか具体的な案もなしに、ただ何と申しますか、あるいはそういうふうな発言をして一時を糊塗するといふことは、責任の立場にある者のすべきことではないと思ひます。だから自分がまだ自信もないやうなことを申し上げるわけにはまいりませんということをはっきり申し上げ

ておるわけでありまして、私がこの問題について非常な同情と非常にお気の毒であるという考へ方を持つておることに對しては、あなたと私は同様であると思つておるわけでありませう。

○田中(武)委員 法律にないからできない、もちろん租税だとか刑罰とか憲法に保障されておるものを法律以外のものでやるということはできないでしょう。そういうと、あるいは富士電機なら富士電機にこういうことをやらないかと言ふことは、これは憲法の財産権ということになるからわからぬ。しかし私はそういう意味でなく、狭義の場合の法定主義に立つ場合はどうかもしれぬが、ただ法律に規定がないからやれませう、あまりにも手がなさ過ぎるじゃないか、大政治家として打つべき手ではないと思ふ。

そこで先ほど申し上げたように、ひとつこういう関連倒産の問題をどう行なうかということ、関係懇談会の話に出すとかあるいは閣議の問題に出すとかいふようなところまでは考へておられませんか。

○福田(一)国務大臣 そういふ問題については大蔵大臣とも一度相談はしてみたいと思つております。

○田中(武)委員 私はその意味でも大蔵大臣と二人に來てもらいたかつたのですが、ぜひ大蔵大臣とよく相談をして、関係懇談会あるいは閣議の問題として——これは何れも東発の關係者だけではないと思ひます。今日全国でこういう社会問題以上のものになつてゐると思ひます。そういうことで提案をしたわけなんです。

そこでこれは大臣なりあるいは中小

企業庁長官でもけっこうですが、中小企業基本法の第七條、この「調査」というのはどういう意味ですか。

○福田(一)國務大臣 第七條の解釈については長官から答弁いたささせていただきますが、先ほど申し上げた意味をいささしくふえんと申し上げるならば、相談をしてみようという事は、閣議とかあるいは経済関係懇談会というものはその簡単なものではございません。何でもかけていいというものではない。何か具体的な考え方をもち、何らかの具体策を持って、これは開くべきものなんでしょう。いたずらに何か問題があったからどうしようかというふうなものではないわけでありまして、そういう意味で、十分にひとつ考えた上でこれを処置してみたいという意味で申し上げておるということ、ここに重ねて追加させていただきます。

○中野政府委員 中小企業基本法の第七條は、御指摘のように、中小企業の実態を調査をして、定期的にこれを公表するというところになっておるわけでありまして、いままでのところ、たとえば下請関係、中小企業の景況調査、あるいは産地の産業の状況調査等を調査いたしまして、定期的に公表をいたしておるわけでありまして。

○田中(武)委員 条文をそのまま読むだけではいかぬです。中小企業基本法は、ちょうど一年前のいまごろこの場所て相当論議をしたはずで、第七條の調査というのは、ただ調査結果を公表するだけでなく、第三條の国の施策に反映しなくちゃいけないわけですね。そのための調査でなくちゃいかぬわけですね。そうでしょう、中小企業基本法の精神は、そういたしますと、これは

審議会の議を経てとかいうようなことになっておりますが、今日、中小企業がそういつた親会社等の倒産によって無過失でありながら倒れていっておるという状態がたくさんある。先日私が伺いましたところでは、あなたはまだその実態をつかんでいない。そこで、これは直ちに頓服薬にはならないと思いますが、しかし、これは直ちに中小企業政策審議会にはかり、その実態をつかみ、公表すると同時に、それを中小企業政策の中に生かしていく、これが中小企業基本法の精神じゃありませんか。直ちにこのことをいまから調査をして、発表をして、それを国の施策にあらわすと言つたって、これは現に倒産しかかっておるとか、あるいはもう生命が持たないところまできておる人には、頓服薬にはならないと思う。しかし、基本的な問題としては、そうすべきだと思ふのですが、いかがですか。

○中野政府委員 最近の中小企業情勢等につきましては、御指摘になったように、われわれも非常に心配をいたしております。特に先般の公定歩合の引き上げ以降のこの影響等につきましまして、まずわれわれとしては地方の通産局に命じまして状況を十分調査をしまして、状況を詳細に聞くつもりであります。また、ことに政府関係金融機関、特にわれわれのほうでは商工中金あるいは中小企業金融公庫の各支店に命じまして一週間ごとに現地の状況を本店に報告させ、それをさらにわれわれが事情を聴取するというところでできるだけ実態を詳細に把握をして、それを政策に反映したいと考えております。

○田中(武)委員 中小企業基本法の定めるところにいくと、相当時間を要すると思ひます。そこで、大臣お聞きのように、調査をする。その調査は直ちに国の施策に反映しなくちゃならないわけですね。そういう意味において、この当面している問題について、これは熱意はある、こういうような御答弁ですから、これ以上の答弁はとれないと思うのですが、そういう実態調査をした上に立つて、直ちに国の中小企業政策の上に反映してもらいたい、こう思ひますが、いかがですか。

○福田(一)國務大臣 調査をすることは、もちろんこれからはあらゆる問題について調査をする必要がありまして、この問題等も——この問題というのはいわゆる連鎖反应的な倒産のことです。調査をすれば、これは全国的によく調査をすることはけっこうでございます。調査をすれば、それが政策に反映されなければ、お説のとおり意味がございせん。ただその場合に、調査してどういふものを政策として出せるかどうかという問題は、われわれがいま一番頭を悩ましておるところであるわけでありまして。

○田中(武)委員 先ほど来の大臣の答弁によつて、大臣は田中大蔵大臣ともよく相談をし、そこに具体的な一つの結論でも得るならば、それを閣議なり閣僚懇談会にかけて、法律がなくともやれる方法はあるわけですね。閣議了解事項というふうなことでやった例はあるじゃないですか、そこまで確約することはどうかと思ふのですが、気持ちだけはあつてはどうか。

○福田(一)國務大臣 どこから見ても公平であり、どこから見てもいふゆる

国民の皆さまから筋が通つておるといふ案を得られれば、もちろんこれは処理をいたさねばならないと思つております。

○田中(武)委員 それではもう少し具体的にお伺ひいたします。たとえば現在のままだったら法律では救いがたい、規定はない、しかし何らかの指導をすることによって救済の道があるということがありますね。たとえば、現在東莞の下請の人たちは協同組合等の組織を持っていない、そこでそういうような組織を早急に指導をしてつくる、そのことによって商工中金からの融資も考えられる、こういう例もあるかと思ひます。そういう点については、それはどちらが先かあるとかというところになれば問題はありましようが、私は、法律はそれくらいのこと幅広く読んだってかまわないと思ふ。法律は正義である限り、正義に適する限り広義に解釈してもいいのだから、現時点においては組織がないから商工中金の融資はできない、しかし組織をつくりなさい、そうすれば商工中金の融資の道も開けます、こういうような指導もあつてしかるべきだと思いますが、これは答弁としては中小企業庁長官のほうで適當ですか。

○中野政府委員 私が調査いたしたところによりますと、関連の下請企業のうちで、商工中金から融資を受けておられる金額は約六千万円程度のように聞いております。これはそれそれ下請の事業者の方々がそれぞれの業種の関係等で組合に入つておられるのじゃないかと思ひます。確かに、御指摘のように東莞関係の下請関係を主とした協同組合というものはございせんが、

それぞれ関係の組合に入つておられる方も相当あるのじゃないかというふうな考へております。いま先生が御指摘になったように、今度の問題で、商工中金から金融を受けるために下請の方々が組合をつくる、そして金融の道がつかないかというところ、これは私は非常に疑問があるというふうに見ております。したがうして、そのために組合をつくらすという指導をやることは、指導行政として妥協じゃないのじゃないか、やつてやれぬことはないじゃないかと言われればそれまでのことですが、私はもうちょっと研究させていただきます。

この問題も、われわれは一部の方面から要望も聞いておりますので、もうちょっと研究させていただきますが、いまのところではそういう指導をやることがいいというふうには、ちょっと踏み切りがたいというのが私の考え方でございます。

○田中(武)委員 私は融資のためだけに組織をつくれというところであれば問題があると思ふ。しかし、この苦境を乗り切るために現在無担保債権者の組織というか、一つのまとまりはあります。しかしこれ自体は何ら法律に認められた法人ではありせん。そこで、そういったような組織をつくる、そのことによつて融資の道も開ける、たとえば東莞自体がいよめる会社更生法の適用になつて再建更生をたどつていくのかどうするかは別として、まず中小企業庁なりあるいはまた通産省の重工業局あたりになるかもしれませんが、かわつた仕事を探してやるとか、あるいはその仕事を探してあげた中で前借り金といふんです、そう

いうものを出すことによって一つのやはり沈まざるもの生きる道もあるのじゃないか、そういうことで中小企業基本法でも組織化ということが一つの大きな課題となっておるわけですが、またあなたの方の中小企業庁でも、指導部なりあるいは組織指導がなされておるような部署があるわけですか。だから、常にあるあなたの方の指導をすべき役があるわけですか。だから拱手傍観ではなく、ただ調査だけではなく、一歩を進めて、そういう積極指導、これをやらねばならない。しかもそれはまた事、急を要する問題である、こう申し上げておるのですが、どうですか。

○福田(一)國務大臣 これは私が先ほど申し上げたことをよく理解をしていただいて、そういういわば理詰めでこの問題をわれわれに発言をさせようとしていただいても、われわれここでなかなかお答えはできない。それは何度仰せになってもできないものはできないのであります。ただしそういうような具体的なことは、うちの長官でも私でもいろいろ方法がないかどうかということは研究しておるわけなんです。現にまた研究しておるし、今後も研究する意思を持っておるということ、先ほど私は申し上げておるわけなんです。これをどういうような参考人をたくさん呼んだ席上で、そうしてそういう問題について言うことは、私は委員会の問題として問題があると思っております。大体閣会の審議というものは……それはおかしい、そんなばかなことがあるか」と呼ぶ者あり、それはもしあなたの方が御不満であれば、その言は取り消してもよろしうござい

ますが、われわれとしてはこれ以上は申し上げられないということをはっきり申し上げておきます。

○田中(武)委員 福田大臣、何か誤解をしておられるのじゃないかと思うのですが、私は最初徹頭徹尾法律でやりましょうかと言ったのです。そういう下への措置をとらずに、もっとニュアンスのある、幅のあることでやりましょうか、大臣のお答え次第によって、うちの道でも選びます、こう言った。そうしたら大臣は、あくまでも法律議論ばかりで裁判所に持ち込むというようなことは下の下だ、したがって高度の指導性を発揮するように努力をする、こうおっしゃった。そこで一つの設例として申し上げておる。そこでこういう約束を大臣にさせて、それを参考人の人だとかあるいは傍聴者に私が聞かして言質をとるといふようなちゃんとした考えは持っておりません。だからその点だけはひとつ誤解があるようですからはっきり申し上げておきます。

それでは具体的に質問にかえます。労働組合の前島さんですか、あなたに伺いますが、社内預金はしておられますか。

○前島参考人 しておりません。

○田中(武)委員 全然しておられないわけですね。

それじゃ二月の給料、たぶん二十五日がいよいよ支払い日だと思いが、二十五日の支払い日はどういふようになりましてか。

○前島参考人 二十五日には全額支払いませんでした。支払いは約四、五日たってから残額を支払ったという状況でございます。

○田中(武)委員 では現在賃金の遅払いはないわけですね。

○前島参考人 三月分の賃金につきましては、われわれの見解でいけば遅配しておるということでありまして、その点の理由を申し上げますと、会社側は三月の六日付並びに二十日付で解雇してあるという観点で賃金の支払いをしている関係上、従来の賃金はそういう意味から支払われてないということになると思っております。

○田中(武)委員 先ほど藤田君に対する答弁の中にも出てきておりました、会社が会社更生手続開始決定以前ならば、その役員は会社を代表するものであります。その会社を代表するものが労働組合との間に締結した労働協約、この効力は有効に成立しておると思ひますが、いかがですか。

○青木説明員 どういう状況のもとにおいて締結されたか、その状況によってありますけれども、通常の団体交渉によって締結されたものである以上は、有効に成立しておることは当然であります。

○田中(武)委員 私の言っているのは、会社更生決定開始後は管財人に移るのです。以前ならば、申請しておいたって代表権があるわけですか。だからその間に結ばれた労働協約は有効かと言ったら、有効でございますと言ったじゃないですか。

○青木説明員 そのとおりでございます。有効でございます。

○田中(武)委員 その労働協約に違反をして解雇をした場合は、どういふことになりますか。

○青木説明員 御質問の趣旨、ちよつとはつきりあれなんでございますが、

協約に違反して解雇が行なわれておれば、当然解雇は有効でないと思ひます。

○田中(武)委員 前島参考人に伺いますが、この解雇せられた人たちに對し、会社は退職金あるいは労働基準法に基づくところの予告手当等は供託しておいてはいますか、それとも支給することになってはいますか。

○前島参考人 その点につきましては、非常に退職内容が複雑でございます。いわゆるAグループの即日三月六日付解雇については、予告手当だけ供託しておいて、退職金については供託しておりません。Bグループの富士電機グループあつせんについては、これは退職金を支給しないということを本人に個人通告しております。これは富士電機の関係会社に就職したとき、勤続年数を通算するというのを言っております。それからCグループのいわゆる待機、オートバイを行なうようになつたら呼び寄せるといふ者については、これも同じく退職金は支払っていない。むしろB、Cグループについての手当金は出さないことになつておりますが、三月二十日の時点で一応本人の内諾がない場合は、解雇ということに切りかえております。

よつて、現時点においては予告手当といふものはまだ全般的に供託はしておりません。部分的になされておる。ただ退職金については、何ら支払うということについては、何ら支払うというに基づいた日にも設定されておらないというのが現状でございます。

○田中(武)委員 いまの答弁せられた事項、労働法に対して全部正しいです。

○青木説明員 基準法の問題につきましては、ちよつと私のほうからお答えいたしかねますが、その点ちよつと御質問の趣旨がはつきりいたさないのではありません。

○田中(武)委員 ぼくが聞いておつても、そこに出ておる人は居眠りしておつてはだめですよ、聞いておかないで。

いまの私の質問に対して、A、B、Cの三つのグループについて答弁があつたのです。Aについては予告手当は供託しておる。退職金はそれまだ。Bについては何もやっていない……。

そこで、それではAから聞きますが、たとえば労働基準法二十三條、これに基づくと、解雇するといふならば、本人あるいは組合が承する、せぬにかかわらず、まず第一に本人が受け取らなければ、解雇予告手当と退職金は供託すべきです。退職金は供託しております。労働基準法二十三條から見ても、一週間以内に支払えということについてはどうですか。

○東村説明員 お答えします。

労働基準法二十三條の問題でございますが、退職金は請求があつた場合には七日以内に払え、こういうふうになつておりました。もし請求があつて七日以内に払わなければ、これは違法でございます。それから予告手当の問題でございますが、予告手当につきましては、適法な解雇をする場合には、法に従ひまして予告手当を払わなければいけない。ただその払い方については、供託をするということももちろん払つたうちに入る、こういうことでございます。

○田中(武)委員 もうすでに退職金規程はあるのですね。ちよつと答えてください。

○前島参考人 退職金規程はあります。

○田中(武)委員 退職金規程があるならば、退職の事実、会社から言うならば解雇の事実発生と同時にそれだけのものは発生しておるのだ。請求の有無にかかわらず労働者の所屬にかかわる物品なんです。違いますか。請求しなければ一週間以内に払わなくてもいい、二十三条はそう説けますか。

○東村説明員 私どもの承知しております東発の退職金……

○田中(武)委員 東発を聞いておらない。一般的な規定を聞いておる。

○東村説明員 一般的な規定として申し上げますと、退職がありまして、そのときに具体的に何月何日退職後どういうふうに払うかという規定があれば、そのときを起点としたしまして請求が行なわれ、それで七日以内に払わないという事態が発生しますれば、違法でございます。

○田中(武)委員 退職者の請求ということが要件になりますか。退職金規程があるならば、その支払い方いろいろあるとするならば、退職の事実と同時にその債務は発生するのです。そうしたら、解雇せられた者が——現在ではそれは争いがありますが、その者が請求をしないと債権は発生しないのですか。

○東村説明員 退職金につきましては、退職をした場合にいかなる時点に払うかという規定がございますれば、その時点から起算いたしまして、請求があつて七日以内に払わなかったとい

うことならば、違法でございます。

○田中(武)委員 いわゆる債権者というか、解雇せられた者、退職者の請求ということが要件になりますか。

○東村説明員 二十三条の関係においては、要件になります。

○田中(武)委員 それはどういう規定ですか。ちよつと教えてください。

○東村説明員 労働基準法第二十三条によりまして、「使用者は、労働者の死亡又は退職の場合において、権利者の請求があつた場合においては、七日以内に賃金を支払い、積立金、保証金、貯蓄金その他名称の如何を問わず、労働者の権利に属する金品を返還しなければならぬ。」と書いてござ

います。

○田中(武)委員 それじゃ請求がなければ債権は発生してはいないのですか。

○東村説明員 二十三条との関係におきましては、そういうことでござい

ます。

○田中(武)委員 いや、債権は発生しておるのか。

○東村説明員 お説のとおり、債権そのものは請求の有無にかかわらずその時点になれば発生しますし、二十三条の関係で違法が成立しますためには請求が必要である。

○田中(武)委員 私の申し上げておるのは、いまの場合、円満退職でないのは、一方は解雇したと言ふ、一方はそれは了承しないと言ふ。その場合、解雇を主張するのには供託するわけですね。そのときには予告手当てだけではいけない。発生するすべてのものをよこさなければ適法な供託とは言えないでしょう。したがって、法律的要件を備えていないじゃないか、こう言つて

おるのですよ。

○東村説明員 いまの先生の御質問はお説のとおりでございます。

○田中(武)委員 それから富士電機へ行くといひますか、その者には退職金を支払わぬ。ここに、東発なら東発に退職金規程があるわけですね。東発を退職したときには、それはもう退職という事実があつたときに、直ちに債権関係を発生しておるわけですね。それを支払わないということは、どういうことですか。

さらに自宅待機、レイオフといひますか、この場合はオートバイを再開するまでは自宅待機、それがいわゆる会社の都合による休業とするならば、労働基準法による六割は出さなければならぬ。ところが、どうも、こういうことについては失業保険でカバーしようとしておる。そうした場合は、失業保険法の三条の「失業の意義」ということですね。働く意思があつて、なお失業しておるといふ事実、あるいは十五条の保険金の給付の要件に合いますか。

○有馬政府委員 失業保険の給付の関係は、失業保険法の三条ないし十五条の要件に従つて給付を行なつておるわけでございます。

○田中(武)委員 そうしますと、三百何日だったかな、数字はいい。おまえさんは待機だ、こういう場合は、失業保険で食つていけ、こう言つたのは間違ひですね。当然基準法二十六条による休業手当を出さなければいけないでしょう。どうですか。

○有馬政府委員 自宅待機というものが、どういふ意味かわかりませんが、雇用関係の終了、すなわち死亡か——死亡の場合は失業保険金の問題はあり

ませんが、離職の事実がなければ失業保険の問題は起きないと思ひます。

○田中(武)委員 このレイオフというのは、ともかく雇用関係を続ける、切らない。もし切るのだったら退職金を払わなければいけない。払わなければならぬ雇用関係を継続しながら再開まで待つというわけですね。その間は失業保険をもらつて食つておれというので、現にたくさん行なわれておるので、いいですか、通産大臣。徹頭徹尾法律論を展開するならば、こういうことになる。だから、私はそういうことをやつておつても、ものごとの解決には——けしからぬ、やつつける、これは私より方によつては、会社当局者は会社更生法二百九十一条の詐欺更生罪になるといふことは立証してみせますよ。しかしそれでは解決にならないのです。だから、もっと高度な解決方法をはかりなさい、考えてもらいたい、こう言つたのです。きょうあと板川君も質問するから、もうこの程度にして、結論だけに入りますが、お好みならば、毎日この六法全書を見ながら法律論を展開いたします。どうでしょう。

もう一つそれでは話しておきましょう。今度は無担保債権者の代理の方、どなたでもけっこうです。この間の私の質問に関連してだろうと思ひますが、東発の会社から通産省へ計画倒産ではないという資料が出ておるようです。それによりますと、あなたの方の陳情書にある、この十二月、一月に異常な発注をした、こういうことが計画倒産の疑いを持つ一点だ、こう言つておる、それに対して、そうではないという数字をあげておるようです。その数字は、

あなたがもしなかったら読み上げますが、御承知でしょうか。そうするならば、時間がないから数字は読み上げませんが、出しておるのを見ると、十二月、一月に特に多いというようにはなつていないわけですね。しかしあなた方自体が注文を受けたわけですね。その実績から見ても、十二月、一月は異常な発注があつた。そのあなた方が受けた受注の量と最終の生産となつていた生産量、こう考えた場合に、私はこういう資料の提出ではなく——これによると大体コンスタントに毎日いつておるといふ資料です。十二月、一月は決して多いのではないといつておる。しかし注文は普通どおりに注文しておいて、検収をしておいて、生産を落とした場合に、そこに検収後のあなたの方の納めたものが残るわけですね。だから、あなたの方の受けた受注の関係、東発がその当時出していった生産の関係等々を見なければ、この数字だけでは前もって計画しておつたかどうかということとはわからぬですよ。そのことについて、三人のうちでおわかりの方があつたら、明確にひとつ御答弁願ひたい。

○田代参考人 東発側が通産省に提出しました数字は、東発が外注先に支払った金額でありまして、われわれ債権者が言う債権額と言ふのは、もろつた手形ではなく、東発の注文により納品した金額を債権額と言つております。この際東発側は、注文書を出したものでありますけれども、出さなくとも、電話注文による作爲的な注文が往々にしてあつたということ、それからその電話による作爲的な注文により債権者が納品しますと、それをかな

な

から、ひとつ時間を簡潔にお願いいたしたいと思ひます。

○森(義)委員 わかりました。前島さんにお聞きしたいのですが、あなたの組合はいつ結成されたのか。それから専従者が何名おられるのか。それから経営協議会あるいは生産協議会、そういうような経営に関する問題について組合と話し合うような機関があるかどうか。それから従来の団体交渉はどういう規模で、相手方はどういふ人が出てきて団体交渉が行なわれているのか。まず、こういうことについてお伺いしたいと思うわけです。

○前島参考人 第一点の労働組合の結成でございますが、志村は昭和二十年の十二月に結成されております。岡谷工場が一年程度おくれまして結成され、京橋は五年あたり前から結成されて連合会を結成しておるわけでありませう。

次の専従者でございますが、志村の労働組合においては二名、岡谷工場においては一名、連合会として一名、計四名の専従者がおります。

それから経営協議会等の問題でございますが、これは富士電機の系列に入る以前と以降とは変わっております。以前はかなり突っ込んだ組合側の意見も考慮された点があったわけなんです。富士電機の系列へ入って、富士電機との関係においては、ただ会社が現況を説明するというのみにとどまり、ほとんどわれわれの意見も聞き入れず、あるいは履行されていないという点が明確でございます。

それから団体交渉の態度でございますが、これにつきましても、非常に決定的な段階においては何ら回答を出さ

ず、富士電機の本社へ行つて回答を得て帰ってくるという状況であつたことを報告いたします。

○森(義)委員 大臣の時間の関係がありますので、板川先生から大臣に対する質問を先にやつていただきます。

○二階堂委員長 板川正吾君。

○板川委員 大臣に伺いますが、池田内閣が所得倍増計画のひずみを直す、こういうことで中小企業と農業の政策に重点を置くんだということを選挙のときに公約をし、また昨年、前国会において中小企業基本法を通したときにもそうした趣旨を大臣も述べられておりましたが、今後中小企業と農業に政策の重点を置いていくというこの池田内閣の方針には、今日においても変わりはございませんか。

○福田(一)國務大臣 変わりがございません。

○板川委員 そこで農林省の保険課長に簡単に伺いますが、農民の場合、お百姓をしておいて自己の責任でなくて災害を受けた場合に、たとえば風水害あるいは虫の害あるいは寒害あるいは価格の暴落、こういった自分の責任ではないその場合に受ける損害、大きな被害ですね。この場合に救済制度なりあるいは保険といったたたくさんの制度があると思うのですが、どういふ種類のものがあるのか、若干例をあげて説明をしていただきたいと思ひます。

○岡安説明員 農林省では、たとえば農作物でございますが、現在農業災害補償法という法律がございます。対象は水稲、陸稲、麦、蚕繭、それから家畜でございます。これが大体災害を受けました場合には共済組合でやる。それから共済組合連合会、さらには政

府が再保険しまして保険金を支払うわけでございます。

それから原因でございますが、原因は天災等の自然災害を主たる原因としたしております。ただ、家畜につきましては死亡と病気を対象としたしております。ただ、御質問の中の価格の暴落につきましては、現在救済の対象にいたしておりません。ですから、農作物、蚕繭につきましては一定の基準以上の被害を受けた場合には共済金が支払われるというようなたてまえになっております。

○板川委員 大臣も御承知のように、農業の場合にはたいへんな減収があつた場合にいろいろの救済制度がございます。いまのほかに、たとえば価格の暴落した場合に肉とか卵とか、これは抜きましたけれども、そういう支持価格制度があるのであります。それで、池田内閣が農業と中小企業に重点を置くということは、農業のほうに重点を置いて中小企業は下に置いているという政策ですか、通産大臣。

○福田(一)國務大臣 どちらも平等に考えております。

○板川委員 そこで通産大臣に伺いますが、農業にはたゞいま申し上げましたように、農民の責任でなくて災害を受けたような天災等の場合にたたくさんの救済制度がありますが、中小企業、今回の場合のような下請企業、下請事業が、とにかく自分は一生涯懸命仕事をやっておつた、しかし親会社のそうした計画的な倒産のあとを食つて、自分も倒産せざるを得ないというような場合に、中小企業の政策としてこれを救済する制度はございますか。――これははないということは、先ほどの

お答えでわかっておりますから、ないことはもうはっきりしておるのです。農業にあつて、中小企業にないというのは、これは片手落ちではございませんか。通産大臣としてどういふお考えですか。

○福田(一)國務大臣 私はそこに問題の性質の相違があると思つております。一方は土地を対象にし、あるいは果実を対象にし、あるいは畜産を対象にするというふうなことでございまして、ところが中小企業といふことは包含してあるものにだけだけのものがあるか、その業態がどういふふうになつておるかといふことは、板川委員もよく御存じだと思ひます。私はあなたが仰せになった今後そういう種類の問題を解決するために法制その他について研究してみようかといふお考えには、決して反対をいたしておるものではないと思ひます。そういうことを十分研究しなさいかぬでしよう。しかし、いまも下請企業の問題についてそういう法律をつくつたとしたら、それはそういうことでなくて、たとえば店で物を売つてその代金が取れないというものは、それがどれだけの人の商売に影響があるかといふこと、そういうことをいろいろ考えていきますと、いまにわかに――私は業種別にいろいろ考えて対策を立てていかなければならないと思つたので、たとえば農業においても畜産の場合にはこういうふうにします、あるいは米の場合にはこうします、原因についてもいろいろ問題があるでしょう。私は、今度のよう

な場合に処してどういふふうなことをしたらいいかといふことは、先ほども

田中委員からお話ございましたから、そういうことは十分調査してこれに対する対策は考えたいと思ひます。ということをお願いしておるわけでございます。そのこと自体に何も異議はないのであります。それだから、まだできていないのはおまえたのの不勉強ではないか、こうおっしゃれば、これはもうまことに申しわけないといつてお答えするよりいたし方ないと思ひ置かれておる立場と、中小企業、商売といふもの、特にこれはまた販売業と製造業とまた違います。またそのうちにもいろいろ種類があるのであります。それらのものを詳しく分析しながら、だれもがそれに対して文句はない、なるほどもっともなことであるといふこととでなければ、法律の立案といふものはできないだらうと思ひるのであります。

そういうことをするには、やはり私たちとしては真剣に、事態をよく把握するといふことが必要であります。だから田中委員はもっと勉強せいとおっしゃつたのだと思つておるのであります。私はそういう意味において大いに研究をいたしたいと思つております。

○板川委員 どうも話の焦点がはずされるような気がするのですが、農業の場合に、米や麦や、あるいは畜産、こういったものの補償制度がある。それは豪雪害とか風水害とかの場合に、これは農民ばかりでなくて、一般のものを対象とした救済制度もあると思ひますが、いま大臣は、農民の場合には米とか麦とか畜産とかまあ対象はきまつておる、こう言う。じゃこの中

小企業の場合でも、一般の取引関係ではまあいろいろ問題があるから抜きにするとしても、親企業と下請企業との関係、ここだけにしぼって見た場合には、畜産なり、あるいは米や麦というものと同じじゃないですか。だから私は、政府が農業と中小企業に重点を置いてやっていると云いながら、どうも中小企業の方は、大臣、不勉強ですね。不勉強というものは、これは国会自身、われわれも含めて不勉強の点があると思うのです。大臣一人責めません。われわれもそうだと思うんですが、考えてみると農業関係にはそういう救済制度がたぐささんあります。それは農民の経済的な地位が低いということもありましよう。いまの下請関係の零細業者の中には農民とそう違わないという方もたくさんあります。ですから、そういう企業が自己の責任でなくて、善意をもって一生懸命仕事をしておったが、たまたま親会社、しかも親会社と取引しておる自分のまた上の会社がつぶれた場合に、あおりを食って自分もつぶれる。まあそういう立場のものが今度の場合たくさんあるわけですね。だから、そういう人たちに何らかの制度で農業と同じような救済制度があつてしかるべきであつたと思うのです。この点、大臣ばかり責めるわけではないが、前回も多少考慮するような意見を言つておりましたけれども、あれはその場の答弁逃がれのことばのように思つておるものだから、いさうしういう点を確認しておきたいという気持ちもあつて質問したわけですね。

○福田(一) 国務大臣 仰せのとおり、下請企業の場合においては一つの特

性がそこにあつておられます。それはお説のとおりであります。しかし下請企業の場合においても、その会社の仕事だけをしておる場合と、その会社の仕事は自分がやっておる仕事のうちで一〇%しかしておらない場合と、またその不渡りになった金額が百万円の場合と一百万円の場合と、いろいろこれは問題があると思うのであります。そういうようなことをまず考へてみる必要はある。そこでいまさしあたりわれわれとしてできることは、先ほど言つたように金融の措置を講ずるのであります。それで更生できない場合があり得るではないか。たとえば先ほど銀行局長が言つておるのは、主としてその仕事ばかりしておつたのでどうにもならない、ほかにどうにも方法がないというふうな場合には、これはどうにも道がないのだ、こういうことでございまして、企業の自由を認めて仕事をしてもらつておつて、そしてその場合においてももうけた場合にはそれはもうけとして、まあもちろんもうけた分については税金がありますけれども、何も特別にどうするわけでもない。中小企業が大企業になつたわけでもない。中小企業がこれにない。これはもうけというわけでもない。これはもうけというものは認められておる。これは私は原則を申し上げておるのである、具体的にここにおいておるのではないが、そういう場合があり得るわけでありまして。だから私はそこいら辺の問題をよく詰めてみまへんと、下請のそういう不渡りになつたようなものを全部すぐ救済する方が講じられるかどうかということになると問題だと思ふ。特に今度の場合、ぼくは債権者

の一覧表をこの間も見せてもらったが、きょうもずっと見てみると、飲み屋さんであれば料理屋さんもある。それかと思つて、何か品物を納めた人もある。こういうのはたして下請と言へるかどうか、非常に問題であります。そこでほんとうの下請という、いわゆるそういう品物を、たとえばオートバイをつくる場合の部品を納めておるのどのくらいか、あるいは薬品を納めておるのどのくらいか、あるいは家具を納めておるのどのくらいか、あるいは下請と見るべきかというふうな問題も出てくるだらうと思ふのであります。私はそういうことをもっと詳しく調べるといふことでなければ、なかなかこの問題の解決がむずかしいのではないかと思つておるのであります。て、あなたの三段論法で、どうしても農業と同じように仕事をやらねばいかぬじゃないかというふうな持てこたへる質問のうまさには、私は非常に敬意を払ひますけれども、どうもそれだからといって同じでございましてお答えするわけにもいかない。もう少し勉強さしてもらいたいと思ふのであります。

○板川委員 どうもほかされていかぬのですが、私が言うのは、とにかく農業の場合には農民に救済制度がたくさある。中小企業には一つもない。なというところは、われわれも責任があります。少なくとも政府自身もつと責任を感じて、そしてこれが対策を講じなくては行けないことだと思ふのです。

それはまああつたと思ひますから、もう一点だけ伺ひますが、今度の場合、何といつてもたぐささんの負債を

して倒産をした事実がある。覆水盆に帰らずではございせんが、とにかくこの東莞の倒産で従来の企業をそのま維持することができないということも明らかです。そうしますと、特に下請関係のもの、まあ東莞自身については会社更生法がやがて結論を出してそれで軌道に乗るかもしれません。しかし軌道に乗つたところで従来の形で営業を営むわけにはまいらない。その場合におのづからたぐささんの下請関係者はどういふふうにあつたか。生活をやつていくかということが一番問題だと思ひます。もちろん手形金融の問題もありましよう。ありましようが、それを克服した後、とにかくどうして今後自分の企業を営むしていくか、どこで商売をしていくかというところがやはり一番必要な問題だと思ふのです。この点は別に法律にございせんが、法律にないからやらないということじゃなくて、たとえはその機械が有効に使える同種の産業もありましよう。また類似の、私もしろうとでわか

る大臣としての責任もあるはずですから、そういう点をひとつ一生懸命やつてもらいたいということを要望いたします。

○福田(一) 国務大臣 どうも板川さんのように自分も責任があるのだというふうな非常に謙遜したおこづかいを聞くと、かえつてこつちは恐縮するわけでありまして、しかし、いまおっしゃつたうちには、非常に示唆のあるおことばがあると思つておられます。実はわれわれもそれを考へておるわけなので、たとえば下請のお方、いま債権者のお方といつても、実際業種はいろいろあります。組合をつくるといつても、組合をつくる本人たちが組合をつくる意思があつても、それは組合をつくつてみて、たとえ責任者をだれにするとか、いろいろ問題があつて、金を借りるというふうになればなかなかむずかしいのであります。そこで先ほどなかなかむずかしいという意味のことを中小企業庁長官は言つておる。しかし、そのうちでも同じ業種の人たちが、これを機会にひとつ手を組んでやろうといふので組合でもおつくりになる、そういう場合には、われわれは金融措置等については十分お骨折りをする意思を持っております。ただ、いまのような千何百人の方が全体で組合をおつくりになつたからといって、なかなかそうはいかないといふことを言つておる。またお仕事の点でも、やはりいま言つたように、そういうふうな組合でもつくつたりしてひとつこの際やろう、こういうふうな意欲があつて考えられる場合は、ここに重工業局長も来ておりますけれども、私はそういうふうなものもできてやつて

おるのだから、何か考えてやれないかというふうな行政指導もやったり、あるいはあつせん等も考えてやっていると、思うのであります。おれのところは、こういう仕事でなければあつてどうか、こういうことであればまたここに道は開けると思う。だから、われわれとしてはできるだけのことはして差し上げたという気持ちにはありますが、そこにやはり法律の問題もありますから、結局はもう一ぺんさっきの問題へ戻りますが、新しいそういうことができるかどうか、法律をつくれるかどうかというのをもう少し勉強してみることがあること、具体的にいまの問題としては、いま申し上げたような方途であれば、これは考えるべきであり、また実際われわれ考えております。きょうも実はここへ来る前に、私は重工業局長を呼んでいろいろ聞いておるのであります。聞いておられるのも、なかなか何でもかんでもここで私がものを申し上げるということがいいことかどうかはわからない。ものを言わないでも、やはり考えておるものは考えておるわけなのです。そこはひとつあなたと私の間だから、長い間の関係でやはり信用していただくよりほかに、いたし方がないと思います。

そういうわけですから、どうかひとつ、またいい知恵がございましたら、これはわれわれ知恵がない場合もあるのですから、教えていただければ非常に幸いだと思っておるわけでありまして、

○森(義)委員 それでは具体的に前島さんにお聞きしたいのですが、二月二十六日の国交の模様なのですが、二十四日に会社更生法適用の申請を突如としてされたために、おそらく異常な雰囲気にあつたと思うのです。ところが先ほどのお話を聞いておきますと、それはど混乱した状態ではなさそうですが、たとえば社長室に多数が押しかけで強引に判を押させたというような協約でもなさそうです。そこで当日団体交渉の席上に入られたのは何名くらいであつたか、あの協約が締結されるまでの時間、どのくらい時間があつたか、このことをちょっと答弁してもらいたい。

○前島参考人 それは当日ちょうど団交の予定でございましたが、さきほど債権者の方のお話がありましたように、債権者の説明が、協議会がありまして、予定した時間に会社のほうで開けなかったということ、われわれとしては時間がないからその場でやりましょうというところでやめたわけですが、そういう点からいって、重役の方はほとんど、債権者の方の説明があつたので出席しておりました。そこで行なわれたわけではございまして、行なわれた時間は午後八時でありまして、突然でございまして、われわれとしてもその間の事情を聞く必要もございまして、また協定も締結するというところで、いろいろ時間を食ひまして、結果的に調印いたしましたのは午前四時ごろということになっております。

調印につきましては、社長も自筆で書いて調印しておりますし、その点について会社再建のために、私と社長ではなとうにがんばっていきましようというところで握手して別れたのが状況でございまして。

○森(義)委員 それではいまのような事情なのですが、法規課長、突如として会社が更生適用の申請をして、組合のほうで非常に混乱をしておつた、そういう状態の中で、ずいぶん長時間待たされる中で団体交渉が行なわれ、若干時間を経過したようですが、最終段階では、社長と組合の委員長がお互いに再建に協力しましようということで握手をして別れた、自筆の署名入りの労働協約なんです。この協約をした事情をお聞きになって、あなたは正しい協約として法的に認められるといまの時点でお考えかどうか。

○青木説明員 ただいまの先生の御質問につきましては、先ほど藤田先生の御質問にお答えいたしましたように、締結のときの状況、ただいま参考人の方から説明がありました、その他諸般の状況等もあるかどうか、われわれとしてはそういう実態をよく存じておりません。しかし正規にそれぞれ調印権限を持つ者が通常の団体交渉をやりまして締結いたしました以上は有効、これは一般的にそういうふうな申し上げることができると思ふのであります。ただし、今回のいま問題になっております事案につきましては、先ほどもお答え申し上げましたように、そのときにございます諸般の事情というものを具体的に判断して決定するよりほかはないのじゃないか、こういうふうな考えでおります。

○森(義)委員 そこで組合のほうから、団体交渉による労働協約締結の事情を詳しく文書にして労働省の法規課に対して、いわゆる解釈についての問い合わせをした場合に、労働省としてはどういう手続をとられますか。

○青木説明員 組合側からもしそういう照会文書が参りました際は、会社側からも十分事情を聴取いたし、もしそれでなくても判断できず解釈できる場合は返答をいたします。

○森(義)委員 どのくらいの日数がかかりますか。

○青木説明員 具体的な問題でございしますから、その照会事案の内容いかんにかかわると思いますが、できるだけ早く出したいと思ひます。

○森(義)委員 この協約は、先ほどもお聞きになったように、労働条件の変更は協議決定事項になっておるわけですが、したがって、この協約が有効ならば解雇それ自体は無効であるということとがはっきりするわけですね。もちろん最終的には向こうが提訴すれば裁判所の問題になるかも知れません。しかし、労働行政庁としての解釈は途中の段階で出せると思ふのです。

○青木説明員 私どももいたしましては、労働協約の一般的な解釈は常々いたしております。しかし、それは具体的な事案につきまして紛争がございした際は、労調法にも規定がございしますように、公正なる第三者機関としての労働委員会が設けられておるのでございします。その具体的な事案の紛争処理につきましては、そういう機関によって公正な解決をはかるべきではないかと思ひます。

○森(義)委員 それでは労働政務次官に聞きますが、労働省は労働法規の解釈についてよく行政解釈というのを通達で出すわけですか。一々具体的な事例を裁判所で決定を見ずに労働省の行政的見解を出すわけですが、いまのお話では具体的な問題についてはいわゆる一般的に答弁できない、こういうお話をしますが、労働省は法規上の行政的

な解釈についていつも出しているじゃないですか。

○蔵内政府委員 法規の原則的な解釈については、労働省としての解釈を通達を出しております。

○森(義)委員 原則的な問題じゃなくて、非常に具体的な問題でも出しておられます。こういうふうな非常事態の場合において、先ほどから中小企業庁長官や通産大臣、関係各省に対して重要な質問が行なわれているわけですが、したがって労働省としても、労働者の身分を保障するという見地から、われわれから要求するまでもなく、そういう違法な使用者側の一方的な措置に対しては、先んじて調査を行ない、それに対する見解を出すほうが、私は労働省の行政官庁としてとるべき態度だと思ふんですが、何も言つてこないから黙つてはつておく、こういう形ではないのかどうか、どのようにお考えになっておるか。

○蔵内政府委員 本件の事件につきましては、三月十七日になりました、労働者側の代表が初めて監督署にお見えになりました。そこで事情を聴取いたしまして、それに伴つて直ちに使用者側を呼びまして、労働基準法違反の事案が発生せざるやうに嚴重な勧告を出しておる、このようなことでございまして、事案の発生という事態がなければ労働省として指導できないというわけじゃございません。定期的に労政機関を通じての指導はいたしておりますけれども、具体的な事実についてはやはり労使双方からの申告を待つという事態が必要であらうと思ひます。

○森(義)委員 協約の問題が有効か無効かということは、基準法の違反の前

の、いわゆる解雇が有効か無効かの問題なんです。それを有効という前提に立って、実際実施される基準法の違反であるかないか、そういう問題よりも、一番根本的な問題を労働省のほうとしては関心を持ち、調査もし、それに対して適切な行政指導をやらなければいかぬと思うのです。そういうことをいまどう考えておられますか。

○蔵内政府委員 つとめてそのように、御趣旨に沿うように監督機関を通じて指導をいたしておるつもりでございますが、個々の具体的な事案については、労働省としてのさらに決定的な法規の解釈というものを出す時点と申しますか、これよりも労働委員会なり第三者機関の判断を待つべき必要がある場合が具体的に多いのじやなからうか。一般的な原則的な指導は、労働省としては常に注意をして励行いたしておる次第であります。

○森（義）委員 ひとつ参考人にお願しておきたいのですが、これは直ちに行政解釈を要請してください。と同時に、都労委に申請をしてその解雇無効のあっせん申請をやっていた方がいい、そう思います。

○中村（重）委員 この問題はきわめて深刻で重大な問題であります。各党間におきましてそれぞれ対策を講ずるでありましょうが、当委員会におきまして、小委員会等をつくりまして適切な対策を講ずる必要があると思えます。理事会にはかりまして、委員長においてはそのような措置を講ぜられま

すように要請をいたしたいと思えます。

て、委員長といたしまして善処いたします。

参考人の各位におかれましては、長時間にわたり御出席をいただき、まことにありがとうございます。

次会は明後十日金曜日午前十時半より委員会を開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後六時十四分散会

昭和三十九年四月十七日印刷

昭和三十九年四月十八日發行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局